金融機関.YOM（ドットヨム）

Vol.23 Mar.2016

銀行員のための総合サイト「銀行員.com（ドットコム）」と連動した情報を紙面でお届けします。 http://www.ginkouin.com

AMLコンファレンス2016

特集　改正犯収法施行に向けて

金融機関における マネー・ローンダリング対策の現状と課題

金融庁 検査局総務課主任統括検査官

兼法令遵守等モニタリング長 石川 宗吉

AML2016 特集記事

国境なき人名照合 米国テロ対策の人名照合技術を マネー・ローンダリング対策に

ベイシス・テクノロジー株式会社
業務統括ディレクター　竹崎 紀子

AMLシステムにおける取引モニタリングの 有効性検証と最適化のアプローチ

SAS Institute Japan株式会社
ソリューションコンサルティング本部
Fraud & Security Intelligenceグループ
忍田 伸彦

PEPs対応に求められるAMLソリューション

NTTデータ ジェトロニクス株式会社
金融第五開発部 プロジェクトリーダー
西尾 陽子

金融機関における マネー・ローンダリング対策の現状と課題

金融庁 検査局総務課
主任統括検査官兼法令遵守等モニタリング長
石川 宗吉 氏

はじめに

金融庁は、昨年９月に「平成 27 事務年度金融行政方針」を公表しました。本方針の中で、重点施策として、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン等」）対策について、実施態勢の高度化に係る取組みの検証及び今年 10 月の改正犯収法施行に向けた態勢整備を促していくことの２点を挙げています。

26 事務年度金融モニタリング結果

27 事務年度金融行政方針の前提となった、昨年のモニタリング結果を振り返ってみましょう。

●３メガバンクグループやその他の銀行

３メガバンク等には、顧客の属性や取引の種類等のリスクに応じて抽出基準を設定できる、いわゆるリスクベース・アプローチが可能な取引モニタリングシステムを導入している先が見られました。また、IP アドレスに注目したシナリオや薬物密売事犯等の特徴点をもとに作成したシナリオなど、非対面取引や不正利用口座の特徴を考慮した多様な抽出基準を設定している銀行が見られました。

また、抽出基準の有効性検証については、外部コンサルタントを起用して、G-SIFIs とのギャップ分析を行うなどして、多角的な観点から抽出基準の有効性を検証する取組みが見られました。また、設定していた抽出基準では捕捉できなかった不正取引を特定し、その取引形態等を分析するなどして、抽出基準の有効性を検証している先もありました。

●地域金融機関（地銀・信金・信組）

一方で、地域金融機関の中には、３メガバンク等と同様、リスクベース・アプローチに対応可能な取引モニタリングシステムを導入している先も見られましたが、あまり多くはありませんでした。

また、抽出基準の有効性検証を実施していない先が散見されました。共同システム、共同センターを利用しているところは特に、シナリオを追加・変更したいと思っても自分だけではできないため、臨機応変な対応が困難であるという話がありました。もっとも、そういったシステムであっても、シナリオにおける閾値の変更であれば、個別金融機関で変更可能なのですが、閾値の妥当性を検証していない先が見られました。

改正犯罪収益移転防止法・政省令のポイント

マネロン等は規制が緩い国で行われる傾向がありますので、FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering: 金融活動作業部会）を通じて国際的な対応・協調が行われています。

わが国は、従来より国際的な要請に応えるべく取り組んできていたところですが、FATF の平成 26 年６月の声明を背景に、26 年 11 月に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」）を改正し、今年の 10 月１日から施行することになりました。内容については図をご参照ください。

27 事務年度金融モニタリング

26 事務年度の水平的レビュー結果によると、全体としては取引モニタリングシステムの導入・高度化は改善・進

展傾向が見られます。他方で、疑わしい取引の抽出基準の有効性検証に改善の余地が認められました。マネロン等の前提犯罪や資金の流れを隠ぺいするための手口は常に変化していますので、各金融機関が自らの規模・特性にあった抽出基準を設定する必要があり、そのためには、シナリオと閾値の妥当性を定期的に評価する必要があります。

そこで、27 年度は疑わしい取引の抽出基準の有効性検証を中心に、業態横断的な水平的レビューを実施しています。海外 G-SIFIs では、シナリオで検知したもののうち、疑わしい取引の届出に至った件数の割合が何パーセントか

改正犯罪収益移転防止法・政省令のポイント

改正犯収法の内容

① 国家公安委員会による犯罪収益移転危険度調査書の作成・公表（改正法3条3項）
② 疑わしい取引の判断方法の明確化（改正法8条2項）
③ コルレス契約締結時の厳格な確認（改正法9条）
④ 事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充（改正法11条）
- 顧客管理措置の実施に関する内部規程の策定
- 顧客管理措置の統括管理者の選定　　等

※ ①については、施行済み。②～④については、平成28年10月1日施行。

FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）とは：

- マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合。34の国・地域及び2国際機関が参加。
- 各国が遵守すべき国際標準（FATF勧告）を策定。参加国における勧告の遵守状況を監視するため相互審査を実施。

26年6月
FATFが日本に迅速な対処を促す声明を公表

「FATFは、日本が第3次相互審査報告書において指摘された多くの深刻な不備事項をこれまで改善してこなかったことを懸念。FATFは、日本が、必要な法案を成立させることを含め、マネロン及びテロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す。」
（声明より一部抜粋）

政省令のポイント

- 敷居値以下に分割された取引に対する取引時確認の実施
- 外国PEPsであることが判明した顧客との特定取引を、厳格な取引時確認の対象に追加
- 健康保険証等の顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法
- 法人の「実質的支配者」につき、自然人まで遡って確認する旨を規定
- 取引担当者の代理権等の確認方法
- 公共料金等の現金納付について、簡素な顧客管理の対象に追加
- 疑わしい取引の判断に当たって、「一般的な取引態様との比較」、「顧客の過去取引」、「取引時確認の内容との整合性」に着眼し、疑わしい点の有無を確認すること、また、高リスク取引の場合は、判断に統括管理者の承認を得ること等、判断方法を規定
- 特定事業者によるリスク評価の実施等の体制整備の努力義務　　など

（参考）犯罪収益移転危険度調査書

評価	要因
危険度特に高い	【国・地域】イラン・北朝鮮
危険度が高い	【国・地域】FATF声明により対策の欠陥を指摘されている国・地域（イラン・北朝鮮は除く） 【顧客】①反社会的勢力、②非居住者、③外国PEPs、④実質的支配者が不透明な法人、⑤写真付きでない身分証を用いる顧客 【取引形態】①非対面取引、②現金取引
危険度がある	【商品・サービス】預金取扱金融機関 【取引形態】外国との取引
危険度低い	（悪用が困難）①資金の原資が明らかな取引、②国又は地方公共団体を顧客とする取引、③法令等により顧客が限定されている取引、④取引の過程において、法令により国等の監督が行われている取引、⑤会社等の事業実態を仮装することが困難な取引 （悪用には非効率）⑥蓄財性がない又は低い取引、⑦取引金額が規制の敷居値を下回る取引 （本人性を確認可能）⑧本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引

という SAR レートを出して、そのシステムが有効に機能しているかどうか検証しているところがあり、このようなやり方も有益であると思います。

今後の課題等

1）金融行政の方向性

金融行政方針では、プリンシプルベースを明記しています。すなわち、金融機関が取るべき行動について、仔細に規定するのではなく、その趣旨・精神を示すプリンシプルの形成･共有をすることを金融行政の在り方としています。今回の犯収法改正についても、検査マニュアルで細かい手続きを定めることは考えておりません。マネロン等態勢整備はそもそも、当局検査対策のためではなく、金融機関が自らとお客様を守るためのものです。各金融機関でリスクベースに基づいて考えていただきたいと思っております。一方で、法令等最低限守らなければならないミニマムスタンダードを守らなかった場合は、当然厳正に対処します。これは従来と変わりません。

2）改正犯収法の施行に向けた態勢整備

①経営陣が主体となった規制環境の変化への対応

マネロン等対応の不備によりマネロン等に利用されたことが発覚すれば罰則があり、特に米ドル資金絡みの場合は巨額な民事制裁金がかけられます。また、個人であるマネロン等責任者にも処分が下る可能性もあります。経営層は、法令違反をしないのは当たり前ですが、能動的にコンプライアンス・プログラムを構築するために資源を配分し、経営層自身が直接的・間接的に関与する必要があります。

海外では規制が強化され、とりわけ米国当局を中心に制裁金も高額化しています。国内でも 10 月から改正犯収法が施行されますので、態勢整備が必要な状況です。そういう状況をよくご存知の金融機関はしっかり対応していらっしゃいますが、規模が小さくなるほど危機感が乏しいように感じております。マネロン等対応は、金融機関の本来業務であると認識していただきたいと思います。

経営陣が主体となって取り組むべき態勢整備として、例えば、リスクベース・アプローチは、犯罪収益移転危険度調査書を基にリスク評価していくわけですが、全社的なリスク評価が必要になります。海外では、システムを導入して、リスクをスコアリング化してリスク評価しているところもあります。

② 3 lines of defense の徹底

現場レベルでの認識も重要です。IIA やバーゼルなどの場でよく言われているとおり、3 lines of defense の考え方が必要だと思います。1st line はフロント部署、2nd line はミドル部署、3rd line は内部監査を行う部署です。最近は 2nd line よりも 1st line、つまり一番リスクにさらされている最前線の部署に重点を置き、水際で阻止することが重要と考えられています。従って、マネロン等を含めたコンプライアンスリスクをフロント部署自らが所有・管理しなければならないと認識するよう、意識改革をする必要があります。2nd line については、営業店がシステム検知された疑わしい取引の検証を行っている場合、報告漏れを防ぐためのモニタリングが重要です。特に営業店が届け出不要だと判断した場合、その判断が正確だったのかを第三者が検証し、届け出漏れ防止につなげるなど、PDCA を回す必要があります。

市場動向に応じてリスクを早期に発見して迅速に対応するという観点から、1st line がリスクを管理監督する枠組みをグループ一体として確立することが重要であると思っております。

③ PDCA サイクルの徹底

疑わしい取引の届出を適切に行うためには、次の 3 点が重要になります。①対象となる取引を抽出するための取引モニタリングシステム、②適切に届出を行うための内部管理態勢、③それらを適宜見直すこと。すなわち、刻々と変化する犯罪手口に対応するためには、取引モニタリングシステムの抽出基準が有効に機能しているか否かを検証して、PDCA サイクルを機能させることが重要です。

ここで過去の指摘事例を 3 つご紹介します。

1つ目は平成24年度の金融検査結果事例集にある地銀の例です。当局からの照会を受けて同一業者を対象に何度も疑わしい取引の届出を出していたにもかかわらず、特定業種が疑わしい取引の届出対象となる頻度が高い実態にあることを認識していなかったため、当該業種について、どのように取引の状況を把握し、マネロンの疑いに関わる調査を実施するかを検討していませんでした。

2つ目もやはり平成24年の地銀の事例です。同行は振り込め詐欺を受けてその口座の特徴を分析し、自行で不正利用口座検知システムを開発し導入しています。これはとても評価できるのですが、同システムの導入以降、不正利用口座の特徴の分析、抽出条件の見直しの要否を検討していないという事例です。

3つ目は平成26年の地銀の例です。疑わしい取引の届出を行った事例の端緒等を分析しておらず、検知基準が適切かどうか検証していませんでした。

このように、以前から指摘しているように、抽出基準については、定期的に見直し、常に犯罪手口に合った抽出基準にしていただきたいと思います。

最後に

金融犯罪の手口は日々変化し、複雑・巧妙化しておりますので、対策も、PDCAを回して継続的に改善して頂くことが不可欠かと思います。また、FATFの第4次対日相互審査に向けて業界全体のレベルアップをしていただく必要があります。我々もモニタリングを通じて、各業態のレベルアップを後押ししていきたいと思います。

石川 宗吉（いしかわ　むねよし）

昭和55年大阪国税局に入局。大蔵省国際金融局において国際開発金融機関を通じた開発途上国支援に従事の後、大蔵省大臣官房金融検査部に異動。金融監督庁、金融庁で検査業務に従事。平成23年より統括検査官、審査企画官、財務省東海財務局検査監理官を歴任。27年より検査局総務課主任統括検査官兼法令遵守等モニタリング長（現職）。公認内部監査人（CIA）。

5. 今後の課題等

（2） 改正犯罪収益移転防止法の施行に向けた態勢整備

① 経営陣が主体となった規制環境の変化への対応

◆ 近時の海外規制動向
　⇒ 規制強化、制裁金高額化
◆ FATFの指摘を背景とした犯収法改正
　⇒ 施行に向けた態勢整備の必要性

- **国際的にも国内的にも、AML／CFTは重要課題**
- **規制環境の変化を注視し、経営陣が、主体となって態勢整備に取組む必要**
  Ex. リスクベース・アプローチ、資源配分、専門家の育成等

② 3 lines of defenseの徹底

AML／CFTにおける3 lines of defenseの重要性

- ***1st line（フロント部署：営業部等）***
  フロント部署の意識改革
  →AML／CFTを含むコンプライアンスリスクは自らが所有・管理しなければならない旨を意識すべき
- ***2nd line（ミドル部署：コンプライアンス部等）***
  コンプライアンス担当部署とリスク管理部署の連携
- ***3rd line（バック部署：内部監査部等）***
  「規程の準拠性の監査」から「規程の妥当性の監査」へ

③ PDCAサイクルの徹底

【指摘事例】

- 特定業種が疑わしい取引の届出対象となる頻度が高い実態にあることを認識しておらず、当該業種について、どのように取引の状況を把握し、マネー・ローンダリングの疑いに係る調査を実施するかを検討していない事例（H24）
- 不正利用口座検知システムの導入以降、不正利用口座の特徴の分析を行っていないほか、同システムの抽出条件の見直しの要否を検討していない事例（H24）
- 疑わしい取引の届出を行った事例の端緒等を把握・分析しておらず、システムの検知基準が適切なものかどうかの検証を行っていない事例（H26）

AML/CFTプログラムの定期的見直しの必要性

改正犯罪収益移転防止法および同政省令のポイントとは？

鈴木総合法律事務所
弁護士 **鈴木 仁史**

犯罪収益移転防止法および同政省令の改正

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正犯収法」という）が平成 26 年 11 月 27 日に、また同政省令が平成 27 年 9 月 18 日に、それぞれ公布され、平成 28 年 10 月 1 日の施行が予定されている（番号法施行に伴う本人確認書類の追加・除外のみ平成 28 年 1 月 1 日に施行されている）。

平成 25 年 4 月 1 日の犯収法改正によって、顧客管理措置の強化がなされたが､FATF(金融活動作業部会) からは、顧客管理に関し、FATF 勧告が求める水準との間には依然として格差があるとの指摘を受けていたことが、今回の改正の背景にある。

今回の改正は、【改正犯収法および政省令の改正項目】のとおり、多岐にわたるところであり、以下においてポイントを検討する。

【改正犯収法および政省令の改正項目】

1	特定取引に関する規定の整備 ・敷居値以下で分割された取引 ・顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引 ・簡素な顧客管理を行うことが許容される取引
2	取引時に確認する実質的支配者の変更
3	厳格な顧客管理を要するハイリスク取引の規定の整備（外国 PEPs）
4	代理権の確認
5	本人確認書類についての規定の整備
6	継続的顧客管理、疑わしい取引の届出に関する改正
7	特定事業者の内部管理体制の努力義務の拡充
8	コルレス先との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備

特定取引に関する規定の整備

改正犯収法においては、取引時確認が必要な特定取引についての改正がなされ、「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」および「敷居値以下で分割された関連する取引」が特定取引に追加されており、当該改正により、犯罪の解明や資金の流れの追跡に役立つことが期待される。

「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」としては、「疑わしい取引」および「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」がある。「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」とは、「疑わしい取引」に該当するとは直ちに言えないまでも、その取引の態様等から類型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるものであり、具体的には、資産や収入に見合っていると考えられる取引ではあるものの、一般的な同種の取引と比較して高額な取引などがあげられる。

また、敷居値以下で分割された関連する取引については、金融庁が平成 24 年 10 月に公表した「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」において、「特定取引に当たらない取引についても、例えば敷居値を若干下回るなどの取引は、当該取引がマネーローンダリング等に利用されるおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと」などの

解釈が示されていたが、FATF からは「解釈による取扱いでは不十分であり、法令により明確化される必要がある」との指摘を受けており、立法化されたものである。

取引時に確認する実質的支配者の変更

法人顧客の実質的支配者は平成 23 年改正で追加された項目であるが、FATF 対日審査において、現行法令では不十分との指摘を受けていた。そこで、実質的支配者について、議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人（natural person）まで遡って確認するよう、改正がなされた。

実質的支配者の確認方法については、改正前と同様、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法によるが、一般の法人顧客にとって複雑で理解が容易とはいえず、正確な申告がなされないおそれもあるため、金融機関としては資料等を用いて分かりやすい説明を行う必要がある。ケースによっては、金融機関自らが調査することも求められる。

厳格な顧客管理を要する ハイリスク取引の規定の整備（外国 PEPs）

PEPs と呼ばれる、公的に高位の職位にある者は、その社会的地位から、マネーローンダリングを行っても判明しづらく、また名義が悪用されるおそれがあることから、外国 PEPs との特定取引が、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として追加された。

各金融機関が、その規模や顧客層を踏まえて合理的と考えられる方法により確認する必要があり、顧客に対して外国 PEPs の範囲を提示し、申込書のチェック欄を示して自己申告を受ける方法を中心としつつ、犯罪組織の多国籍化の動向、個々の金融機関における海外展開や顧客層等を踏まえたリスクに応じて、インターネット等での公知情報を活用して確認する方法、商業用データベースを活用し、自金融機関の顧客情報とシステムで照合する方法を組み合わせることなどが想定される。

リスクベース・アプローチによる 内部管理体制の整備

FATF からは、我が国の法制度について、FATF 勧告において必要性が明記されているリスクベース・アプローチが十分でないとの指摘を受けていた。そこで、今回の改正においては、リスクベース・アプローチの考え方を反映した法令の整備として、特定事業者の内部管理体制整備の努力義務に関する項目が大幅に拡充されている。

金融機関としては、国家レベルで策定された犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつも、あくまでも取引時確認等を行う主体は金融機関自身であることから、自らの行う各種取引・サービスに関して特有のリスク要因を加味して独自にマネロン・テロ資金供与のリスク評価・スコアリングを行い、その結果に応じた顧客管理措置を行う必要がある。これによって、限られたリソースを効果的に配分し、リスクにフォーカスしたリスク管理が可能となる。

そのためには、金融犯罪対策（AML ／ CFT、反社対策等）の担当部署や営業店が連携し、個々の取引を通じて、取引態様、顧客の属性（職業等）、資産内容、国･地域、サービスなどのリスク要因に応じてマネロン・テロ資金供与のリスクを判断する必要がある。また、たとえば、リスク要因として、取引形態に着目しても、ネット取引（非対面取引）の多い場合にはこれに留意が必要であるし、金融機関の規模、業態、業務や海外展開の程度などによりリスクの有無や軽重は異なる。

また、マネロン等の手口は日々変化していることから、リスク評価に関しては、PDCA サイクルに基づき見直していく必要があり、たとえばシステムを導入している場合の検知基準についても、調査書や金融犯罪の手口、不正利用口座の特徴などを踏まえ、適宜見直していくことが求められる。

◆鈴木 仁史（すずき ひとし）

東京大学法学部卒業。
平成 10 年 4 月弁護士登録、平成 13 年鈴木総合法律事務所開設。
企業の反社・マネロン対応、危機管理のほか、金融法務、人事・労務などの業務を取り扱うほか、弁護士会の活動として、日本弁護士連合会民暴委員会副委員長、第一東京弁護士会民暴委員会副委員長を務め、反社・マネロンに関する講演多数。
主な著書として『改正犯収法と金融犯罪対策』（共著 金融財政事情研究会）、『金融機関と反社排除への道（第 1 回～第 58 回）』（金融法務事情・連載）などがある。

実践段階に入ったガバナンス改革

～すばやく対応した企業が生き残る～

日本金融監査協会　リスクガバナンス研究会

碓井 茂樹

はじめに：「攘夷」か「開国」か

もし、ペリーが来航し「攘夷」と「開国」に揺れる幕末に、サムライの自分がいたとしたら、皆さんはどうしただろうか。黒船の大砲に屈するのは悔しい。私は「攘夷」を叫ぶのではないかと思う。

歴史をみれば「攘夷」は誤りで「開国」が正解だ。しかし、当時、大多数の日本人は、なぜ「開国」する必要があるのか理解できなかったのではないか。「開国」派は弱腰と批判され、命を狙われた。

知識階級も同じだ。吉田松陰でさえ「攘夷」派だった。その思想のため、安政の大獄で命を落とした。弟子たちは下関で「攘夷」を決行して、4か国連合艦隊に完敗した。坂本龍馬も「攘夷」派だった。「開国」派の勝海舟を斬りに行き、反対に諭されて「開国」派に転じた。井伊大老は「開国」という正しい選択をした。そして、「攘夷」という誤った選択を煽動する志士たちを弾圧した結果、暗殺された。

幕府は「開国」という正しい選択をしたが、効果が直ちに現れたわけではない。「開国」路線を引き継いだ明治政府の下で日本が近代国家として発展していく。「開国」が本当に正しい選択であったと実感できたのは、幕末を知らない次世代の日本人だったのではなかろうか。

なお、当時、朝鮮半島では「鎖国攘夷」策をとり続けた。装備の劣勢をはねかえして黒船に反撃。幸運にも「攘夷」に成功した。一時的に外圧を押し返したが、近代国家としての発展は遅れた。

コーポレート・ガバナンス「日本独自」か「グローバル・スタンダード」か

日本は今、コーポレート・ガバナンスに関して、「日本独自」か「グローバル・スタンダード」かで揺れている。

わが国では、昨年5月に改正会社法が施行され、6月にはコーポレートガバナンス・コードの適用が開始されるなど、ガバナンス改革は実践段階に入った。

「グローバル・スタンダード」に適合したガバナンス制度を目指す企業は増えはじめたが、「日本独自」のガバナンス制度を取り続ける企業の方がまだ多数派を占めている。とくに、グローバルに事業展開している有力企業の動きが鈍いのが気になるところだ。

日本では、国際社会で進むガバナンス改革の動きや「日本独自」のガバナンスの問題点を直視せず、「グローバル・スタンダード」という正しい選択をできずにいる企業が少なくない。

日本企業の経営者、専門家などハイレベルな層が、「日本独自」か「グローバル・スタンダード」かを巡っていまだに不毛な議論を続けている。「攘夷」か「開国」かを巡る幕末の混乱を彷彿とさせる。

国際社会では、もうすでに答えはでている。10年以上前に、OECDが「コーポレート・ガバナンス原則」(1999年策定)を公表し、2004年、15年と逐次改訂を重ねている。国際社会では、ガバナンスの基本的な考え方に関しては共通の認識があり、その実効性を高めるためのプラクティスが反映される段階に入っている。国際社会の共通認

識を無視して議論をする余地はまったくない。

欧米先進国だけが「グローバル・スタンダード」を採用しているのではない。韓国をはじめ、アジア諸国も10年以上前から「グローバル・スタンダード」を採用している。その証拠に、シンガポールのコーポレートガバナンス・コードが最も先進的だと言われている。グッド・プラクティスだからこそ、世界中の国々で採用され、「グローバル・スタンダード」と呼ばれているのだ。

これまで、日本だけが「グローバル・スタンダード」から逸脱したガバナンス制度を取り続けてきた。コーポレート・ガバナンスに関して、日本は「鎖国攘夷」策を取り続けてきたといっても過言ではない。

日本企業はなぜ、どの国も採用していない特殊なガバナンス制度を採用し続けているのか。その結果、日本企業はパフォーマンスの長期停滞、重大な不祥事の多発など深刻な問題が生じているではないか。「日本のガバナンスは本当に大丈夫なのか。」悔しいけれども、日本独自のガバナンスに対して国際社会が疑念を呈するのは、至極当然と言える。

グローバル・スタンダードに従うか、さもなければ、説明せよ。日本独自のガバナンスは国際社会から「コンプライ・オア・エクスプレイン」を迫られている。国内では「日本には日本のやり方がある」と様々な主張がなされているが、いずれの主張も国際社会からは有効なエクスプレインとはみなされていない。

日本企業のガバナンスの問題点を直視する

日本企業のガバナンスには深刻な問題がある。だからガバナンス改革を急いで進めなければならない。厳しい事実認識をもってガバナンス改革の出発点に立つ必要がある。

まず、「日本独自のガバナンス」は「攻め」に使いにくい。日本企業の取締役会は、経営者とその部下で構成されている。経営者が下した判断に、部下である他の取締役が異を唱えることはあり得ない。これまで日本企業の取締役会は、経営者を監督する「モニタリング・ボード」としては機能してこなかった。

前日本取引所グループCEOの斉藤惇氏の言葉を借りれば、「日本企業は、厳しい判断は先延ばしにする、業績が悪くても誰も責任を取らない、身内だけの『馴れ合い経営』を続けてきた」。その結果、日本企業の競争力は低下し、「稼ぐ力」をなくしたのだ。日本企業のROEは、米・英・中の半分程度に過ぎない。この20年間で、世界の株価は3倍程度に上昇したが、日本の株価は横ばいだ。国民所得・個人金融資産もほとんど増えていない。日本経済のパフォーマンスは長期停滞している。

また、「日本独自のガバナンス」は「守り」の点でも一定の限界がある。取締役会を身内で固め、常勤監査役も社長の元部下が務めているケースがほとんどだ。山一證券、オリンパスの不正会計事件では、不正会計に関与していた張本人、財務部門の元責任者が常勤監査役を務めており、その隠蔽に加担していた。

社外監査役には内部監査部門に調査を命じる権限は与えられていない。オリンパス事件のときのように不正会計の噂が流れても、社外監査役はひとりでは何の調査もできない。東芝では、委員会設置会社にもかかわらず、なぜか内部監査部門は社長直属となっていた。内部監査部門は不正会計の事実を知っていたが、監査報告書に何も記載せず、やはり隠蔽に加担していた。日本企業が、不正会計や経営者不正、組織的な不祥事隠しなどを抑止できないのは、ガバナンスの構造に問題があるからだ。監査機能の独立性、専門性を高めるようにガバナンス構造を是正する必要がある。

会社法改正、コーポレートガバナンス・コード策定の趣旨

国際社会から大きく逸脱したガバナンスの態勢を取り続けていくことに関して「合理的に説明することが難しくなってきた」との認識から、会社法の改正が行われた。

社内取締役間の相互監視と監査役監査だけでは不十分なので、社外取締役の設置を求め、設置しない場合には説明責任を課すことにした。また、取締役会の監督機能を発揮しやすくするため、監査等委員会設置会社という新しい機関設計を認めた。

コーポレートガバナンス・コード策定の狙いは、独立社外取締役の選任と活用によって、グローバル・スタンダードである「モニタリング・ボード」への移行を促すことにある。

取締役会が執行役員・社内取締役で構成され、監査役が取締役会に同席しているときは、取締役会で執行に関する事項が次々に決議されていっても何の問題も起きない。違法の懸念があることが議案にならない限り、監査役は意見を述べる義務もない。

しかし、社外取締役が選任され、コーポレートガバナンス・コードに経営者を監督する責任があると明記されると、議案の選定、運営をはじめ、すべて変えざるを得なくなる。毎月の取締役会で、個別取引など執行案件の承認を次々にかけるようなことは許容されない。まともな社外取締役であれば、個別案件は執行で決めてほしい、私の仕事は執行ではなく監督である、と言うだろう。

また、社外取締役に監督してもらう、となると、経営目標や、それを実現するための内部統制、リスクマネジメントの枠組みに関して、しっかりと説明責任を果たす必要が出てくる。さらには、内部統制やリスクマネジメントの枠組みが有効に機能し目標の達成が出来るのか、結果責任の検証を受ける必要も出てくるのだ。

モニタリング・ボードに移行する意義は、まさに、このことにある。独立社外取締役を選任して、経営トップ（CEO）が取締役会にしっかりと説明責任を果たしたり、厳しく、その結果責任の検証を受けるように仕向けて行く。それが「攻め」と「守り」の強化につながり、中長期的に企業価値を高めることになる。

着実に進展する金融機関のガバナンス改革

わが国の金融機関では、改正会社法の施行等を受けて、独立社外取締役の選任が一気に進んだ。機関設計や委員会の設置、取締役会議長と代表取締役の分離、議事運営などの点でも、グローバル・スタンダードを踏まえた改革の動きが着実に進み始めている。

①独立社外取締役の選任

日本銀行のアンケート結果をみると、現時点で上場銀行・証券等の独立社外取締役の平均人数は 2．1 人となった。2016 年度以降、独立社外取締役を複数名選任すると回答した先は 8 割を超え、独立社外取締役の人数を 3 分の 1 以上に引き上げる（予定・検討中を含む）と回答した先は 2 割近くに達している（図表 1）。

りそなホールディングスでは、独立社外取締役が取締役会の過半数を占め、喧々諤々の議論が行われている。独立社外取締役の意見をフルに活用し、お客様目線での営業店作りなど、りそなグループの改革を進めてきたことは有名だ。メガバンクや地域銀行でも、社内・社外を半数程度にして、知見を集め、議論を戦わせなければ、経営環境の変化に対応し切れないと考える経営者も現れ始めた。

②機関設計の変更

機関設計の点では、これまで日本独自の監査役会設置会社を採用する先が主流であった。しかし、今回のガバナンス改革を契機にして、グローバル・スタンダードである指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社への移行を検討する先が大幅に増えている。

アンケート結果をみると、上場銀行・証券等では、すでに指名等委員会設置会社、監査等委員会設置会社に移行済みの先と、2016 年度以降に移行を予定・検討中と回答した先を合わせると、全体の 3 割を超えた（図表 2）。今後、移行に向けた検討を始める先も出てくるとみられ、近い将来、グローバル・スタンダードの機関設計を採用する先が過半に達する可能性も出てきた。

フィデア・ホールディングスは、従来から委員会設置会社を採用しているが、昨年、傘下の荘内銀行、北都銀行を監査等委員会設置会社に移行した。機関設計の点では、メガバンクよりも一歩先にグローバル・スタンダードに近づける改革を実現。規制対応ではなく、本気でガバ

（図表1）社外取締役の選任

	取締役	うち独立社外取締役
2015年度	10．5人	2．1人

	独立社外取締役が複数名	独立社外取締役が全体の3分の1以上
2015年度	73%	15%
2016年度以降（予定・検討中を含む）	84%	18%

ナンスの改革に取り組む姿勢を示したことが海外投資家に好感され、外国人持ち株比率が大幅に上昇したという。

③委員会の設置状況

委員会の設置状況の点では、法定あるいは任意の形態で監査・指名・報酬の各委員会とも、設置が進む見通しだ。

アンケート結果をみると、各委員会について、すでに設置済みの先と、2016 年度以降に設置を予定・検討中と回答した先を合わせると、40 ～ 50%となった（図表 3）。それぞれの委員会のメンバーには独立社外取締役が含まれ、彼らが客観的な立場で監督機能を果たすことが期待されている。

④取締役会議長と代表取締役の分離

取締役会議長は、監督者としての象徴的な存在だ。取締役会議長と代表取締役の分離は「モニタリング・ボード」への移行の決意表明と言える。

アンケート結果をみると、すでに 14%の先が取締役会議長と代表取締役の分離を実践している。取締役会議長には、独立社外取締役あるいは代表権を返上した会長など非執行取締役が就任している。2016 年度以降も取締役会議長と代表取締役の分離はさらに進む見通しだ (図表 4)。

⑤取締役会の議案

取締役会の監督機能を強化する目的で、執行役員等に権限を移譲して、取締役会に上程する議案の絞り込みや見直しを行う動きが広がっている。

監督と執行が分離していない「マネジメント・ボード」では、個別の執行に係る議案が次々に上程される。取締役会には社外監査役が同席しているが、投票権はなく、違法の疑いがなければ発言する必要もないため、何の不都合も生じない。

しかし、独立社外取締役が選任され、取締役会で監督者としての役割を果たすのが仕事となると、個別の執行案件を次々に上程するような取締役会の運営は許容されない。独立社外取締役の仕事は、個別の執行案件を承認することではないからだ。

これまで取締役会に上程された議案をリストアップして、執行に係る案件を除外し、それらの承認権限を執行役員等に移譲するよう規程類を見直さなければならない。

（図表2）機関設計

	監査役会設置会社	小計	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
2015年度	85%	15%	6%	9%
2016年度以降（予定・検討中を含む）	68%	32%	24%	8%

（図表3）法定・任意の委員会設置

	監査委員会を設置	指名委員会を設置	報酬委員会を設置	リスク委員会を設置
2015年度	21%	31%	36%	4%
2016年度以降（予定・検討中を含む）	40%	39%	45%	4%

（図表4）取締役会の議長・議案

	取締役会の議長	取締役会の議案
	独立社外取締役あるいは非執行取締役にする	執行役員に権限委譲し、監督機能を強化するように、上程事項を見直し
2015年度	14%	36%
2016年度以降（予定・検討中を含む）	16%	54%

アンケート結果では、すでに議案の見直しを実施済み、あるいは 2016 年度以降、見直しを予定・検討中と回答した先は54%と過半に達した（図表4）。この結果を見る限り、今回のガバナンス改革の趣旨に関する理解は相応に進みはじめたと言えよう。

第三銀行では、改正会社法、コーポレートガバナンス・コードを熟読し、その趣旨を実現するため、監査等委員会設置会社への移行を決断した。指名、報酬に関する意見を監査等委員にもらうため、諮問委員会も設置した。

常務会に権限を委譲し、取締役会の議事を絞ったが、議論が活性化し取締役会の時間は伸びた。取締役会とは別に代表取締役と独立社外取締役会との意見交換会も始めた。岩間頭取は「金融機関は経営の大転換期を迎える。社内、社外を問わず、同じ土俵で責任を持った議論を戦わせることが重要だ。」と言う。

⑥リスクアペタイト・フレームワークの導入

日本でもメガバンク、大手証券、保険会社など先進的な

金融機関では、リスクアペタイト・ステートメント（RAS）を作成し、それを起点にして各種内部統制の枠組み―リスクアペタイト・フレームワーク（RAF）を整備し始めた。アンケートをみると、地域銀行にも RAS の作成、RAF の導入を検討する動きは広がっている（図表 5）。

当然のことであるが、地域銀行と大手金融機関ではリスクアペタイトは異なる。同じ地域銀行であっても、経営理念や沿革、顧客基盤、資産・負債構造などの違いからリスクアペタイトはやはり異なる。また、リスクアペタイトを起点として構築する内部統制の手法・ツールも多種多様であり、どの手法・ツールがよいかは一概にいえない。その点を理解し、独立社外取締役を含め、関係者で十分に議論して自らに合った RAS の作成、RAF の導入を進めることが重要だ。

⑦社外取締役の監督下での内部監査改革

独立社外取締役が、本当の意味で「監督責任」を果たすためには、内部監査部門から単に報告を受けるだけでなく、常に内部監査部門を直接指揮できなくてはならない。先進的な金融機関では、内部監査部門を独立社外取締役の監督下において専門職化を図るなど、内部監査改革を促す動きもみられはじめている（図表 6、7）。

（図表5）リスクアペタイト・フレームワークの構築

	リスクアペタイト・ステートメントを策定している。	リスクアペタイト・フレームワークを構築している。
2015年度	8%	9%
2016年度以降（予定・検討中を含む）	26%	33%

（図表6）内部監査のレポーティング・ライン

	第一義的な職務上のレポーティング・ライン	
	独立社外取締役	監査委員会
2015年度	0%	2%
2016年度以降（予定・検討中を含む）	2%	11%

（図表7）内部監査の専門職の配置

	執行ラインから独立した専門職を配置
2015年度	7%
2016年度以降（予定・検討中を含む）	14%

最後に

日本が「攘夷」か「開国」かに揺れている同じ頃、欧米先進国では、キリスト教の教義に反する進化論が公表され、物議を醸していた。チャールズ・ダーウィンによる「種の起源」である。「種の起源」のなかで、チャールズ・ダーウィンは、右のように述べている。

> 最も強大な種、最も頭の良い種が
> 生き残ったのではない。
> 最も環境の変化にすばやく対応した種が
> 生き残ったのだ。

金融機関を取り巻く環境は激変している。過去の経験や知見だけで、今後の環境変化には適応できない。今こそ、ガバナンス改革に取り組むときだ。新しいビジネス・モデルを明確にして、そのための経営管理の枠組みを早く整備する必要がある。

※本稿に記載された意見・コメントはすべて個人的な見解に基づくもので、筆者が所属する組織・団体の代表的な見解を示すものではない。また、筆者が所属する組織・団体がこれを保証・賛成・推奨等するものではない。

◆碓井 茂樹（うすい しげき）

1961 年愛知県生まれ。83 年京都大経済学部卒。日本銀行入行。06 年金融高度化センター企画役（現職）。FFR ＋「金融工学とリスクマネジメント高度化」研究会を主宰 (兼職)。同研究会のメンバーを中心に金融界の有識者に呼びかけて、11 年 3 月、日本金融監査協会を設立。京都大、一橋大、埼玉大、千葉商科大、大阪経済大で客員教授、非常勤講師を務める（兼職）。著書に「リスク計量化入門」、「内部監査入門」（共著、金融財政事情研究会）

実践段階に入ったガバナンス改革～フロントランナー

- りそな発足以来、社外取締役が過半を占める。社外取締役が入れ替わっても、取締役会やそれ以外の場でも喧々諤々の議論が行われている。
- 実際、社外取締役の普通の感覚や徹底した議論が、りそなの様々なサービス改革をリードしてきた。防衛的な発想ではなく、社外取締役から各分野の専門知識や他業界の考え方や知見をいかに学び、経営に活かすかということが重要だ。
- 故細谷会長が、「りそなの常識は世間の非常識」とよく言っていた。社内だけの論理に陥る危険性をどのように是正するかの仕組みづくりが、コーポレートガバナンスの本質だ。
- 社外取締役の受け入れに関して何らかの不安を抱いたことは1度もない。

りそなホールディングス
取締役兼代表執行役　菅　哲哉　氏

- ガバナンス改革は経営トップでないとできない。経営トップになって、以前から頭の中で検討していたガバナンス改革を断行した。
- 改革の目的は、継続的な創造力を生むこと、透明性を確保すること、アクセルとブレーキのバランスをとること。
- 取締役会では、自らが議長を務め、社外を含む非執行取締役と執行取締役の数を半々　(4人:4人)にしている。
- 取締役会の議論は、執行サイドの説明が不足すれば、エンドレスに続く。場合によっては、取り下げも起きるなど極めて活発だ。

山陰合同銀行　特別顧問　古瀬　誠　氏

- 改正会社法、コーポレートガバナンス・コードを熟読し、その趣旨を実現するためには、監査等委員会設置会社への移行しかないと思った。
- 指名、報酬に関する意見を監査等委員にもらうため、諮問委員会も設置した。
- 常務会に権限を委譲し、取締役会の議事を絞ったが、議論が活性化し取締役会の時間は伸びた。時間が足りないので取締役会とは別に、代表取締役と独立社外取締役会との意見交換会もはじめた。
- 金融機関の経営は大きな転換期を迎える。これからは社内、社外を問わず、同じ土俵で責任を持った議論を戦わせることが重要だ。

第三銀行　取締役頭取　岩間　弘　氏

- 毎週水曜日に銀行に出勤する。経営会議資料等を閲覧するほかに、経営執行の状況を詳細に聞き、意見交換を行う。
- 毎週水曜日は終日、銀行にいるので、必ず経営幹部の誰かと昼食を共にする。このような非公式の場も情報収集、情報共有に役立つ。
- 毎月の監査委員会では、監査部監査の結果、CS・苦情対応報告を受ける。経営の実態を知るための貴重な機会だ。
- 年2回、頭取との意見交換や、本部各部長のヒアリングに臨んでいる。頭取の人事構想を聞いて、役員・部長全員の人となり、業績などを把握する。
- 地元のために、真のバンカーを育てたい。

十八銀行　独立社外取締役　南條　宏　氏
(元三菱重工業㈱代表取締役常務(経理担当))

- 従来から、フィデアホールディングスは委員会設置会社を採用してきた。昨年6月、大手行よりも早く、グループ内の子銀行(荘内銀行、北都銀行)を監査等委員会設置会社に移行した。
- グローバルな時代になり、ガバナンスの形態を整えるのは必要条件だ。海外投資家に評価され、外国持ち株比率は大幅に上昇した。
- ガバナンス改革に本気で取り組むのであれば、経営トップこそ、チェック・アンド・バランスを心掛けるべきだ。
- タイガーウッズだって、キャディの言うことはきく。

フィデアホールディングス株式会社
取締役兼代表執行役社長 CEO
里村　正治　氏

- 2014年6月、委員会設置会社に移行。取締役会では、主要議案に1時間かけて徹底的に議論することもある。
- RAF を経営の根幹に位置付けている。経営会議でよくされる質問は「この議案はRAF とどう関係しているのか、関連付けて説明してくれ」というもの。
- RAF を構築する際の議論には、当然、社外取締役の方々にも入っていただく。リスク委員会、取締役会など、社外取締役の方々が入ったオフィシャルな議論だけで7回行った。
- 社外取締役との議論を通じ、社内取締役・執行ラインのメンタルモデルは大きく変化。これを役職員全員に広げ組織風土、企業文化として浸透させていく。

みずほフィナンシャルグループ
取締役執行役常務　藤原　弘治　氏

大手金融機関よりも独立性の高い
グローバル水準の監査機能を実現

第三銀行　取締役頭取　岩間　弘　氏

- 内部監査部門は、組織上、取締役会の下に置かれているが、独立社外取締役が委員長を務める監査委員会が実質的に指揮する態勢とした。
- 監査委員会が、監査計画の承認に事前関与し、監査結果の報告もはじめに受ける。
- 社外監査委員への内部通報制度を作り、不祥事が発覚したときは監査委員会が内部監査部門を直接指揮する。
- 監査部長の選・解任には、指名諮問委員会の同意を得る。

- 昨年、信用金庫外から理事(弁護士)を選任し、外部の客観的な意見を求めるようにした。
- 今年は、理事長と理事会・議長を分離した。
- 監事会は残したまま、別途、職員外理事(弁護士)を委員長とする監査委員会を設置。
- 監査委員会の指揮下で内部監査の計画を策定、実施して、同委員会がはじめに結果の報告を受ける体制とした。
- また、不祥事件の発生などの際、理事会が内部監査部門に調査を命じることができるようにした。
- 監査部、コンプライアンス統轄部を理事会直轄とし、各部長は理事会が選任することにした。

城南信用金庫　理事長　守田　正夫　氏　　前理事長　吉原　毅　氏

地域経済を活性化！「創エネ・蓄エネ・省エネ」

株式会社ウエストエネルギーソリューション
代表取締役社長　**恩田 英久 氏**

聞き手：リッキービジネスソリューション株式会社　代表取締役　**澁谷 耕一**

株式会社ウエストエネルギーソリューションは、太陽光発電事業の EPC・IPP 事業を堅調に拡大し、産業用太陽光の「工事請負件数：全国 6,000 件」「メガソーラーの建設・販売件数：180 件以上」の実績があります。全国 50 行を超える当社提携先金融機関や大手会計事務所とのビジネスマッチングやお取引にて良好なお付き合いが出来ていることも、ここまで成長してきた大きな要因です。今回は、太陽光発電を取り巻く環境の変化や地方創生との関わり方について、恩田社長にお話を伺いました。

太陽光発電事業は今後どうなるのか

澁谷：太陽光の価格においては、国の買取制度が大きく関わってくると思いますが、現在の太陽光発電を取り巻く環境についてお聞かせください。

恩田社長：太陽光の買取価格は、グリッドパリティ※に向けて賦課金という国民負担とのバランスも考慮しながら更に下がってきます。ただし、全国の設備認定容量 80GW のうち稼働しているのが未だ 20％弱という状況です。未稼働案件の設備認定の失効に向けた国の対応が更に強化されてくるでしょう。事業の見通しが立っていない、権利のみ押さえている案件が未だ多数ありますが、そのうち 30GW 位は失効されるのではと見ています。それにより、新たな接続可能容量が確保できてくるでしょう。

澁谷：未稼働の設備の認可が失効することで、より多くの太陽光電力が生産可能になるのですね。太陽光電力の買取価格は下がっていると先程おっしゃいましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

恩田社長：金融機関から「太陽光はもう終わったのでは」といった質問をよく頂くのですが、決してそんなことはありません。普及の仕方が変わっていくということです。太陽光発電の普及は止まるわけではなく、2030 年のエネルギーミックスで示されている再生可能エネルギーの導入水準 22％から 24％達成に向けて、継続的に普及していくとみています。

※グリッドパリティ：再生可能エネルギーの発電コストが、「普通に電気を買うのと同じ」か、「普通に電気を買うより安い」状態になること。

現時点での発電電力量に占める割合は 12％位で、水力を除くと未だ 3％位です。これまでの売電による安定収益の確保・優遇税制の活用を目的とした導入だけでなく、太陽光マーケットのコモディティ化が進み、今後は自家消費を目的とした屋根設置型の太陽光の導入が増えていくと思われます。

ここ数年産業用が注目されてきましたが、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）をうたった商品投入など、新築・既築住宅市場での活動が活発になってきています。

澁谷：ネット・ゼロ・エネルギーハウスについてもう少し教えていただけますか。

恩田社長：そうですね。国や自治体がエネルギーの自給率を高めようとしていると同じように、ご家庭においてエネルギーの自給自足をおこなっていく、そうできるようにするための家といったイメージでしょうか。住宅の断熱性や省エネ

日本初！　延岡人口スキー場跡地　花柄模様のソーラーシステム

性能をあげて、空調や照明、給湯などで消費されるエネルギーの量を減らす、さらに太陽光発電を使ってエネルギーを創れるようにする。そうすることで、ご家庭で消費されるエネルギー量の年間の収支をプラスマイナスゼロにする。そんな家づくりです。この ZEH には補助金が交付されますので、補助金を受けてこの ZEH 仕様の住宅にするお客様も増えていますね。

今までは、節税目的 これからは、純投資目的

澁谷：貴社はメガソーラーを 180 ヵ所以上販売されていますが、お客様は節税対策と投資、どちらの目的が多いのでしょう。

恩田社長：これまでは、メガソーラーを購入いただいたお客様の 9 割以上が節税対策を目的としていました。メガソーラーの現物販売以外に、当社のグループ会社で太陽光ファンドを 3 回組成しましたが、早期に販売終了となったことからも投資ニーズの高さを実感しています。今後は、太陽光を投資、運用商品といった側面でとらえた事業機会が我々のような事業者だけでなく、金融機関にも出てくると思われます。金融機関が、太陽光発電事業に投資するファンドに出資したり、東京証券取引所がインフラファンド市場を開設するなど、太陽光が金融という側面でも改めてクローズアップされてきています。インフラファンドに組み入れるアセットは太陽光だけではありませんが、投資家が新たな投資先として高い関心をもつようになるでしょう。太陽光発電事業者や投資家は、上場市場という新たな出口が出来ますし、不動産 REIT 同様に、個人投資家にインフラ投資の手段が提供されることにより、投資家の裾野の拡大にもつながっていきます。

太陽光は、終焉に向かっているわけでなく、普及の仕方が変わってくるという新たなステージに入ったのだと思います。エネルギーの地産地消、再エネを活用した自治体の地方創生といった取り組みもその一例です。

澁谷：最近、ヤフーオークションにメガソーラーを出品されたと伺いましたが。

恩田社長：はい、当社の最近のトピックスの 1 つです。従来は、提携先金融機関や会計事務所からご紹介いただいたお客様への相対販売が中心でしたが、昨年から、当社主催のメガソーラーオークションでも販売しています。入札期間を設けて、期間中最も高い金額をご提示いただいたお客様に販売する方法です。既に 3 回 22 物件合計 11 メガ分のメガソーラーをこの方法で販売し、ご購入いただきましたが、更に幅広く企業様、投資家様に当社メガソーラーをご購入いただきたく、ヤフーオークションに出品させていただきました。メガソーラーの出品は日本で初めてとの事でしたが、お陰様で

恩田 英久（おんだ ひでひさ）
平成 24 年 3 月より代表取締役社長（現職）。
東京大学大学院　新領域創成科学研究科　環境 MOT プログラム
地球温暖化対策　再生可能エネルギー担当講師

こちらもオークション初日に落札いただきました。中古の発電所売買の日本でのプラットフォームが整備されていませんので、このような場を提供していきたいと思っています。

自治体が電力会社をもつ時代に

澁谷：貴社は、地方自治体との取り組みも積極的ですね。

恩田社長：そうですね。現在協定を結んでいる自治体は 85 ヵ所を超えました。当社はまず自治体から屋根や公有地をお借りして太陽光発電事業を実施します。売電収入の一部を屋根使用料としてお支払することで自治体は新たな税収を得ることが出来ます。設置する施設には蓄電池を設置するケースもあり、その場合は災害時の電源確保が出来ますので、住民サービスの向上にもつながります。自治体との協定を積極的に行い、各地域におけるエネルギー事業を通じて地域サービスの一役を担えるようになりたいと思っています。

澁谷：地方創生にもつながっていく取り組みですね。

恩田社長：おっしゃる通りです。さきほどご家庭におけるエネルギー自給自足の話をいたしましたが、これもエネルギー地産地消の街づくりの一環です。再生可能エネルギーは、地域におけるエネルギー自給率向上にむけて欠かせない分散型電源ですので、地域のエネルギー資源を活用した地方創生の

取り組みは各地域において今後も続いていくと思われます。電力自由化によって自治体が「新電力会社を持ち、地域の再エネでつくられた電気を買取り、地域に販売するといったエネルギーの地産地消をすること」が可能になりました。自治体が電力会社をつくるなど10年、20年前など想像できなかったのではないでしょうか。既にいくつかの自治体が取り組み始めています。

澁谷：具体的にはどんな事例がありますか。

恩田社長：先日、宇部市より、宇部市が設立する新電力会社の設立、運営のアドバイザー業務をグループ会社であるウエスト電力が受託させていただきました。地域電力会社のメリットは、富が地域内に循環することです。事業者、住民が県外の一般電気事業者に払っていた電気代を地元電力会社に支払うことで、お金が地元に落ちることになります。地元新電力会社は、電気を地元に販売することで収益を得られますので、その収益を住民サービスに活用することが可能になります。

エネルギーを活用して地元に新たな雇用をつくり出し、お金が循環し、地域経済を活性化させる。ドイツではシュタットベルケという公社のような組織がその役割を担っています。発電所を運用し、電力を販売するだけでなく、地域に密着してガスや熱の供給や医療、介護などのサービスまでおこなっています。ドイツでは、このシュタットベルケが900社以上あり、ドイツの電力小売りの2割を販売しています。当社は、このモデルを参考に日本型シュタットベルケの展開を自治体様、金融機関様と協力しながら進めています。

省エネサービス「ウエストエスコ」

澁谷：自治体との取り組みについて教えてください。

恩田社長：はい。当社とおつきあいのある自治体の悩みに、設備の更新があります。築年数が経過し、建物設備の老朽化が進み、15年～20年前に設置したや空調や蛍光灯を使用し続けているところも多くあります。電気代削減のために、省エネ効果のあるLEDや最新の空調に変えたいと思っても更新の予算が無かったり、景観上の理由により街路灯を水銀灯からLEDに変えたいが、予算が無くて困っている自治体が多いのも事実です。

今回、萩市の市照明都市委員会というところと街路灯をLEDに替える協定を結びましたが、当社が新たにサービスを開始している「ウエストエスコ」というサービスを評価いただき、受託させて頂きました。通常、LEDに交換する費用は自治体等の機器所有者負担となりますが、機器の交換費用はすべて当社が負担するというサービスです。お支払完了後は、機器を無償譲渡するという一種のレンタルサービスです。レンタルですので、リースと違い、サービス期間中の機器の保証も入っています。自治体は初期費用をかけず、蛍光灯・水銀灯をLEDに切り替えることで大幅に削減される電気代を原資として、一定期間にわたって交換費用を当社にお支払いただくため、今まで電力会社に払ってきた電気代の中から交換費用を支払うことができます。設備更新はしたいけど、予算がない自治体様から多くのひきあいを頂いています。

電気代ダブル削減プラン

澁谷：このサービスは自治体以外にも広げられるのではないですか。

恩田社長：「ウエストエスコ」は実は企業様のニーズが非常に高く、サービス開始以降多くのご契約をいただいています。多くの新電力会社がこの基本料金引き下げに本業のサービスを加えたセットプランでの営業を展開していますが、先ほどお話しましたとおり、当社グループはウエスト電力という新電力会社をもっており「ウエストエスコ」という省エネ機器のレンタルサービスを活用した電気代のダブル削減サービスを提供しています。①ウエスト電力への切り替えで基本料金を安くし、②省エネ効果の高い照明、空調設備に費用負担なく更新することで、日々使用する電気代を安くする。この2つのダブル削減アプローチで「電気代を10%近く削減しましょう」といった提案をしています。

澁谷：省エネ設備へ更新する資金的余裕のない中小企業など

ウエストグループは、電気のダブル削減を提案します

新電力（ウエスト電力）で「基本料金」を削減
省エネ機器設置で「電気使用量」を削減

ウエストグループは、
発電所を作る・守るをベースに
「総合エネルギーマネジメント」として
新たな領域にチャレンジしています。

NEW

- 新電力として
  電気の販売を開始
- 消費電力を削減する
  省エネ機器の設置・
  エスコサービスを開始

に喜ばれそうですね。

恩田社長：そうなんです。省エネ設備への投資は、更新すれば電気代削減などのメリットがあることはわかっていても、その更新費用の負担が重く、どうしても優先順位が下がってしまいがちです。資金が潤沢にある会社は自己資金で行いますが、それができない企業が非常に多いのです。また介護施設やホテルなどで省エネ設備への更新によるコスト削減ニーズはあるが、「金融機関からの与信枠は省エネ設備の更新で使いたくない」「生産設備や出店費用など収益向上につながる投資に使いたい」という経営者の方も多くいらっしゃいます。当社は、リース会社と組まず当社の資金でおこないますので、お客様は当社との直接契約で済みます。審査に時間がかかったり、複数業者と契約するといった煩わしさがないといったこともメリットの１つです。何より、「資金が無くても最新の省エネ設備に更新でき、電気代が10％前後削減できるようになる」というのが最大のメリットです。これまでの事例では年間電気代が1,000万前後かかっている企業にはかなりの削減効果が出ています。お陰様で、提携先金融機関様から太陽光に加えて、こちらの商品のビジネスマッチング契約もさせて頂いています。

澁谷：まさにエネルギーソリューションカンパニーですね。

恩田社長：はい、当社は、今まで太陽光を中心に事業を展開してきましたが、新電力による電気の販売、「ウエストエスコサービス」といった省エネ事業を含め、総合エネルギーマネジメント企業に向けた事業展開を図っています。創エネ、蓄エネ、省エネといったエネルギーのソリューションサービスを活用して地域創生のお手伝いをし、その結果として CO^2 削減による社会貢献を図りたいと思っています。

●お問い合わせ：
株式会社ウエストエネルギーソリューション
事業開発部　齊藤　TEL：03-5353-6868

マネー・ロンダリング

振り込め詐欺

ヤミ金融

金融犯罪対策

SCSK

夢ある未来を、共に創る。

マネー・ロンダリング、振り込め詐欺、ヤミ金融・・・

さまざまな金融犯罪に対抗するトータルソリューション

10年以上にわたる不正検知ノウハウを結集した
取引モニタリングシステムの決定版

BankSavior®

システムの特長

- 柔軟なルール設定による高度なモニタリング
- 業務をサポートする豊富な機能を搭載
- リアルタイム処理もサポートするさまざまな接続形態
- 十数年にわたる実績、ノウハウをもとにしたサポート

製品ラインナップ

BankSavior®
さまざまな金融犯罪を検知・防止

BankSavior® CaseManagement
疑わしい取引の届出支援

振り込め詐欺救済法対応システム
振り込め詐欺救済法事務手続き支援

AMLフィルタリング市場において
マーケットをリードするソリューション

en.SafeWatch Filtering

システムの特長

- リアルタイムにウォッチリストとのマッチング結果をスクリーニング
- 高精度のフィルタリングエンジン
- マルチブランチ対応
- マルチリスト対応
- 独自のウォッチリストに対応

製品ラインナップ

en.SafeWatch Filtering Central Server
ウォッチリストフィルタリングエンジン

各種 Connector
Central Serverにデータ連携するためのコネクタ

en.SafeWatch Client
統合管理端末

SCSK株式会社　www.scsk.jp

資料請求・お問い合わせ先
SCSKカスタマーセンター
（SCSKの製品・サービスに関する問い合わせ受付窓口）

フリーコール **0800-500-4000**（無料）
受付時間/月～金　9：00～18：00（祝日、年末年始、当社指定日を除く）
※携帯電話でのお問い合わせ　Tel：03-6670-2990

Copyright © 2015 SCSK Corporation All Rights Reserved. BankSavior は SCSK 株式会社の登録商標です。en.SafeWatch Filtering は EastNets 社の製品です。

Empowering
the Financial World

FIS のプロテジェントは コンプライアンス業務に 新たな息吹をお届けします

Protegent PTA

FISのプロテジェントは 特に金融機関の方々のコンプライアンス方針とそのプロセスを文書化し実施される際の結果とそのデータの透明性、公平性を確保するために有効活用して戴けます

- 各従業員取引の管理
- 利益相反取引の監視、管理
- コントロールルームとしての一元管理の徹底
- 贈り物、交際接待などの監視、管理
- インサイダー取引リスクの早期発見
- 各データの保管、整理、編集などの自動化

www.fisglobal.com

FIS has acquired SunGard. Pushing the pace of financial technology, together we'll help our clients solve technology challenges for their business.

©2016 FIS
FIS and the FIS logo are trademarks or registered trademarks of FIS or its subsidiaries in the U.S. and/or other countries.
Other parties' marks are the property of their respective owners.

0752

AML Conference 2016

改正犯収法施行に向けて
～求められるグローバル基準での実務対応～

AMLに関する日本最大規模のコンファレンス。今年も300名以上が来場！

開催報告

2016 年 2 月 5 日（金）、株式会社グッドウェイはリッキービジネスソリューション株式会社と共催で、野村コンファレンスプラザ日本橋において、今回で 8 回目となる「AML コンファレンス 2016 改正犯収法施行に向けて～求められるグローバル基準での実務対応～」を開催しました。

「AML コンファレンス 2016」はアンチ・マネー・ローンダリングに関する日本で最大規模のコンファレンスということもあり、会場には金融機関、官公庁・公的機関、犯収法上の特定事業者のほか、事業会社のコンプライアンス部門、監査部、金融犯罪対策部をはじめとする多くの関係者が来場、定員 300 名の会場は満席となりました。

昨今のフィンテック（FinTech）をはじめとする技術革新とグローバル化、物流と情報伝達手段の高度化、仮想通貨や個人情報を活用したこれまでにない新しい金融サービスの登場やテロ対策の強化などを背景に、産業を横断した分野においてアンチ・マネー・ローンダリングは欠かせない重要なテーマとなっています。引き続き、ネット社会におけるサイバーセキュリティ対策、先進国および新興国におけるスマートフォンやクラウド環境の利用拡大と新たな送金・決済サービスの登場、ブロックチェーンをはじめとする新たな技術基盤を活用した金融インフラの急速な環境変化を捉え、規制・実務・システムのあるべき姿と最新動向を共有する場として、これからも定期的に「AML コンファレンス」を開催していく予定です。

当日の講演者／パネリスト

■講演

警察庁 刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室長　**久田 誠 氏**
Accuity　アジア・太平洋地域 (APAC) 統括本部長　**Sean Norris 氏**
トムソン・ロイター・マーケッツ GRC 事業部 事業開発部長　**和田 雅憲 氏**
金融庁 検査局総務課主任統括検査官 兼 法令遵守等モニタリング長　**石川 宗吉 氏**
KPMG コンサルティング　顧問 **喜入 博 氏**
三井住友銀行 総務部 AML 企画室長　**黒井 功次郎 氏**
SAS Institute Japan　ソリューションコンサルティング本部 Fraud & Security Intelligence グループ博士（工学）/ 公認 AML スペシャリスト　**忍田 伸彦 氏**

■パネルディスカッション

鈴木総合法律事務所 弁護士　**鈴木 仁史 氏**
三菱東京 UFJ 銀行 国際市場コンプライアンス部　マネー・ローンダリング防止対策室　チーフ・アドバイザー　**中雄 大輔 氏**
りそなホールディングス コンプライアンス統括部 金融犯罪対策室 グループリーダー　**藤井 尚子 氏**
北陸銀行　国際業務部　国際事務センター　部長代理　**山科 輝人 氏**
有限責任あずさ監査法人 マネージング・ディレクター　**山﨑 千春 氏**（モデレーター）

AML コンファレンス 2016 の開催レポートはこちらへどうぞ。 http://goodway.co.jp/fip/htdocs/jo44h0b0u-3636/

■協賛企業

◆リードスポンサー

有限責任 あずさ監査法人

KPMG ジャパンは、KPMG International の日本におけるメンバーファームの総称であり、監査、税務、アドバイザリーの 3 つの分野にわたる 8 つのプロフェッショナルファームによって構成されています。また、有限責任 あずさ監査法人は、全国主要都市に人員を擁し、監査や各種証明業務をはじめ、株式上場支援、財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。

トムソン・ロイター・マーケッツ

トムソン・ロイターが提供しているトムソン・ロイター・アクセラスは、パワフルなテクノロジーと、規制やリスクに関する信頼性の高い情報を組み合わせたプロダクト・スイートです。金融機関や一般事業法人に対して、グローバルな規制に関する情報、金融犯罪防止、贈収賄対策、マネー・ローンダリング対策、制裁や腐敗行為対策に関するプロセス、顧客確認、その他の高度なデュー・デリジェンスとコンプライアンス管理、内部監査、e ラーニング、リスク管理、取締役会、開示に関するサービスなどの統合的ソリューションを提供しています。

ACCUITY（アキュイティ）

世界トップクラスの企業間データ及びコンテンツプロバイダーである Reed Business Information の子会社で RELX グループの一員である Accuity は Bankers Almanac と共に、175 年もの間世界各地でデータ、サービス、ソリューションを銀行、金融機関、企業等に提供しており、コンプライアンスに基づいた取引、銀行の取引先に対する実態解明、そして AML に貢献してきました。 詳細は、Accuity のホームページをご参照下さい。

◆講演スポンサー

SAS Institute Japan

SAS は、企業の経営課題解決を支援するビジネス・アナリティクス・ソフトウェアとサービスのリーディング・カンパニーです。高度な分析と将来予測を実現するフレームワークにもとづき、顧客企業の 75,000 以上のサイトに革新的なソリューションを提供しています。また、複雑な経営課題を解決するビジネス・ソリューションによって迅速で正確な意思決定を実現することで、顧客のパフォーマンス向上と価値の創出を支援します。

◆ブーススポンサー

NTT データ ジェトロニクス

マネー・ローンダリング対策（AML）、SWIFT、日銀ネット接続、外為システムを事業の柱に、コンサルティングからシステム開発、運用保守まで、一貫したソリューションサービスを提供。AML では、国際資格（CAMS）を保有する専門家を擁しており、グローバルな視点で日本市場における現実的な AML を提案。AML 関連ソリューションの提供に加え、運用管理プロセスの改革やリスクベースアプローチに基づく効果的なマネー・ローンダリング対策に向けたコンサルティングも行っています。

ビューロー・ヴァン・ダイク・エレクトロニック・パブリッシング

弊社は Orbis(全世界約 1 億 3000 万社の海外企業情報) と、LexisNexis-World compliance 提供の 230 万件を超える制裁者・制裁企業・PEPs 情報をリンケージさせたコンプライアンス・チェック・ソリューションを提供し、既に多数の海外大手金融機関で導入されています。Orbis は出資関係情報 (親子会社) をベースとした Beneficialowner の検索も可能としています。

ダウ・ジョーンズ・ジャパン

ダウ･ジョーンズは、グローバルニュースとビジネス情報を、テクノロジーを駆使して提供するメディア企業です。新聞、経済通信、ウェブサイト、アプリケーション、ニュースレター、雑誌、データベース、ラジオ、ビデオ等の情報サービスを提供し、ビジネスにおける重要課題からリスク情報に至るまで、最良の決断を下すためのビジネス戦略をサポートしています。

NICE Actimize

NICE Actimize は、地域金融機関およびグローバル金融機関、政府規制当局向けに金融犯罪･リスク･規制遵守ソリューションを提供する世界最大規模のプロバイダーです。NICE Actimize の専門家は、常にナンバーワンの座を確保し、各種機関や消費者、投資家の資産を保護するために、革新的な技術を適用し、金融犯罪を識別し、詐欺を防止し、規制遵守を提供します。

ベイシス・テクノロジー

Basis Technology（www.basistech.jp）が提供する Rosette 名称照合モジュール（RNI）は、金融機関におけるマネー・ローンダリング対策や顧客本人確認に有効なミドルウェアです。 多言語表記や綴りの間違いに左右されることなく、正確に人名を照合します。 日・米をはじめとする、各国の政府機関および主要企業にて利用されています。

◆ランチスポンサー

SCSK

SCSK 株式会社は、システム開発から IT インフラ構築、IT マネジメント、BPO（ビジネス･プロセス･アウトソーシング）､IT ハード･ソフト販売まで､ビジネスに必要な全ての IT サービスをフルラインナップでご提供します。

◆ネットワーク・ドリンクスポンサー

FIS

FIS 社は金融サービス・テクノロジー業界における世界的なリーダー企業で、リテール・バンキング、ホールセール・バンキング、ペイメント、資産管理、ウェルス・マネジメント、リスク＆コンプライアンス、コンサルティングおよびアウトソーシングによる各ソリューションに特化しています。

■その他協賛

公認 AML スペシャリスト協会

日本金融監査協会

■主催

グッドウェイ

金融・IT・教育における未来の創造・共存共栄・エコシステムを目指すメディア・プロモーション・カンパニーとして、金融＆ IT 業界 500 社超の最新ニュース、160 社以上の金融・IT ソリューション検索サービス、公式フェイスブックや金融 IT メルマガを配信中。

リッキービジネスソリューション

『銀行と企業の絆・信頼』を深めることで、新たな価値創造を目指し、銀行員のためのポータルサイト「銀行員 .com」の運営のほか、「研修･セミナー」､「コンサルティング」､「金融マーケティング」､「食品・海外支援事業」､「ビジネスマッチング」などを提供中。

【お問合せ窓口】株式会社グッドウェイ
〒 104-0033 東京都中央区新川 2-6-2 石橋ビル 506 号【担当：柴田／村上】Tel：03-3297-2581　E-mail :event@goodway.co.jp

国境なき人名照合

米国テロ対策の人名照合技術をマネー・ローンダリング対策に

ベイシス・テクノロジー株式会社
業務統括ディレクター　**竹崎 紀子**

ベイシス・テクノロジー（Basis Technology Corporation、本社：米国マサチューセッツ州、日本法人：東京都千代田区）は、多言語対応の言語処理ソフトウェアを開発し、米国や日本、シンガポール等の政府機関での各種プロジェクトやコンプライアンス対応等に製品を提供しています。中でも、「Rosette® 名称照合モジュール (RNI)」は、米国国土安全保障省　税関・国境警備局でも採用されている、いわば「水際作戦」としての人名照合ソフトウェアで、その照合精度ならびに多言語対応から、マネー・ローンダリング対策でも利用が急増しています。本寄稿では、この製品について、その開発背景ならびに特長を解説します。

人名照合の課題
表記のばらつき（表記ゆれ）

米国政府での人名照合に弊社のソフトウェア技術が採用されたきっかけは、2013 年 4 月に起きたボストンマラソン爆弾テロ事件でした。容疑者の一人、チェチェン人の「タメルラン・ツァルナエフ」の名前が監視リストに入っていながら入国管理の際に見逃されていたことが判明し、入国管理に使用する人名照合の強化として選ばれたのが弊社製品「Rosette® 名称照合モジュール (RNI)」を利用したシステムでした。

「タメルラン・ツァルナエフ」が見落とされた理由は、彼のアルファベットによる名前の表記ゆれが原因でした。「タメルラン・ツァルナエフ」（アルファベット表記：Tamerlan Tsarnaev、ロシア語：Ｔａｍｅｒｌａｎ Ｃａｒｎａｅｖ）は、事件の 2 年前にすでにロシア連邦保安庁から米国に警告が出され、米国側の監視リストにそのアルファベット表記が入力されていました。しかし、姓が「Tsarnayev」（y が入っている）として入力されていたため、入国管理のチェックの際に彼のパスポート記載のアルファベット名「Tsarnaev」に合致しない、として見逃されていたのです。

「外国人の人名照合に強い、精度の高い人名照合ソフトウェア技術を導入せよ」とのミッションを抱えた米国国土安全保障省　税関・国境警備局が弊社製品を採用した理由は、先進計算技術言語を利用した高い照合精度にありました。人工知能の一種である、この計算言語学技術を活用した弊社の RNI は「表記ゆれに自動的かつ柔軟に対応」「他国の人名表記の照合も可能」を最大の特長としています。他国の人名が照合対象に入る場合、表記ゆれ（綴りの違い等）や姓と名の記載順序の違い、またミドルネームの有無等に留意する必要があるため、その照合は自国の人名照合よりはるかに難易度が増し、高度な技術が求められます。

マネー・ローンダリング対策において必要とされる人名照合技術もテロ対策のものと同様です。各種の監視リスト（当局より提供されたもの、自行・自社で独自入手・作成したもの、ならびに OFAC SDN リストなどの各種国際監視リスト）と顧客（窓口）リストとの照合が必要ですが、特に今年の 10 月に施行される改正犯罪収益移転防止法（改正犯収法）で照合強化が求められる海外 PEPs リスト等の各種国際監視リスト対応では、ほとんどの人名がアルファベットで記載されているため、以下のような課題があります。

課題 1：日本側顧客リストの表記ゆれ

日本側の顧客リストは、ほとんどがカタカナ、ひらがな、漢字の入力となるため、日本人以外の外国人の名前もそのオリジナルの母国語による人名表記ではなく、カタカナ化（あるいはひらがな化、漢字化）されて入力されています。そのため、顧客リストへの本人データの入力でさえ、その表記変換の過程で複数のパターンが生じうる、という表記ゆれの問題がすでに存在します。

たとえば、インド独立の象徴となっている「ガンジー」の人名も、カタカナ表記では以下のようなばらつきがあります。

マハトマ・ガンジー
マハートマー・ガーンディー
モーハンダース・カラムチャンド・ガーンディー

また、それを監視リストのアルファベット表記と照合する際

に、顧客リストの人名表記をアルファベットにさらに変換する場合、その変換方法によっては、さらに二次表記ゆれが生じる危険性もあります。

課題 2：アルファベット表記の表記ゆれ

監視リスト側にも潜在的な問題があります。監視リストではそのほとんどの人名がアルファベット表記となっていますが、上述のボストンマラソン爆弾テロ事件の場合と同様に、アルファベットを使用しない国の人名をアルファベット変換する場合、その変換方式が統一されていないことから、複数のアルファベット表記が存在します。

例えば、前述の「ガンジー」の場合でも、アルファベット表記では以下のものが存在します。

Mahatma Gandhi
Mahatoma Gandhiji
Mahathma Gandhiji
Mohandas K. Gandhi
Mohandas Gandhi
Mohandas Karamchand Gandhi

よって、海外の監視リストを入手しても、それぞれリストに掲載されている人物名のアルファベット表記が異なる場合があります。

ベイシス・テクノロジーの人名照合技術：「Rosette® 名称照合モジュール（RNI）」

上記の課題に対応できるのが弊社のソフトウェア「Rosette® 名称照合モジュール（RNI）」です。RNI はカタカナ表記等を直接アルファベット表記と照合できるので、自行・自社の顧客データを、アルファベットに変換せずに海外の監視リストと照合できます。RNI は知識ベースを使ったアプローチで、人名の表記が「どう発音されるか」という音韻学 (phonology) や、「どう書かれるか」という綴字法（orthography) を利用しているため、表記する文字によらず、どの国の人名であっても、その表記ゆれパターンを自動的に想定し照合することができるのです。

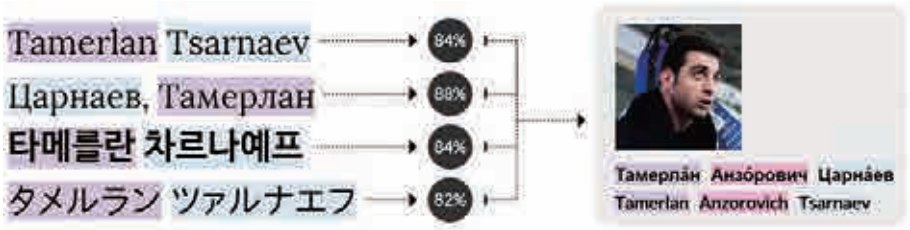

RNI の特長は以下の通りです。

- **調査する人名表記が、監視リストの人名表記と異なっても照合可能**
- **表記ゆれやスペルミスもキャッチ**
- **姓・名の順番が入れ替わっても照合可能**
- **名前の要素（ミドルネームなど）やスペルの一部の欠落等でも照合可**

また、RNI は機械学習により自動的に 1 つの人名の表記ゆれパターンを複数想定してファジーマッチをおこない、「疑わしさ」の確率をスコア（%）で表示します。ユーザー側で調査対象を限定する・あるいは拡張するために、スコアのしきい値を設定することもできます。また特別なルールを設定し、特定の人名を無視・あるいは一致させる等の調整も可能です。

照合イメージは上のようになります。このように、監視リスト（右）の人名に対し、顧客リスト（左）の人名をそのまま照合でき、かつその「疑わしさ」の可能性が%で表示されます。

高精度で、コストを抑えた人名照合

アルファベット化した外国人名では多くの表記パターンが存在しうるため、従来の照合システムでは、大容量のメモリが必要になる等、大がかりなシステムが必要でした。しかし、弊社の RNI はコンパクトなミドルウェアのため、様々なアプリケーションに柔軟に対応でき、また既存のアプリケーションにも実装可能です。また、大容量のメモリも必要としないため、高精度のマネー・ローンダリング対策をコストを抑えて実現できます。外国人の人名照合にも柔軟かつ高精度で対応できる本製品は、マネー・ローンダリング対策の効果的なソフトウェアとして、皆様のお役に立つことでしょう。

■会社概要
所 在 地：米国マサチューセッツ州ケンブリッジ
設　　立：1995 年（日本法人設立：2000 年）
業務内容：言語処理ソフトウェアの開発および提供
役　　員：Carl Hoffman, CEO 以下 MIT 出身者中心
拠　　点：米国（ボストン、ワシントン D.C., サンフランシスコ）、日本、英国、イスラエル

■お問い合わせ先
ベイシス・テクノロジー株式会社
東京都千代田区二番町 9-6
http://www.basistech.jp
Email: info@basistech.jp
Tel: 03-3511-2947

日本の金融市場における マネー・ローンダリング対策関連法の影響

Micah Willbrand
（マイカ・ウィルブランド）
Director – Global AML Product Marketing
at NICE Actimize

日本市場にはマネー・ローンダリング対策（AML）に関して、長年にわたる規制の枠組みが存在しています。しかしここ数年、取引のモニタリング、顧客のデューデリジェンス、ウォッチリストのスクリーニングのベストプラクティスでは他国が先行しつつあり、日本の規制分野の動きは少々鈍くなっています。しかしながら、2015 年に起こった一連の事象※を受け、金融庁が日本市場に対する現行のアプローチの見直しと再評価を行うようになっています。

※ 2015 年犯罪収益移転防止法の一部改正がアナウンスされた。

仮想通貨

ここ数年における、世界的に見て最大の事件の一つが Mt. Gox（マウントゴックス）の台頭と崩壊でした。ビットコインと仮想通貨の盛り上がりの最前線にあって、Mt. Gox は関連サービスの提供でこの新市場のリーダー的存在となりました。しかし日本に本拠地を置く Mt. Gox が起こした一連の事件により、顧客のオンボーディング、スクリーニング、モニタリングに関して、日本の規制システムが他国に追いついていない状況が浮き彫りになりました。ご存じのとおり Mt. Gox は破綻し、基本的なマネー・ローンダリングや所得隠し、薬物関連やその他の不正行為で得た資金のローンダリングなど、犯罪行為の温床として取り沙汰されました。

Mt. Gox が破綻した際、日本の当局は徹底した調査を行い、その内部で何が起きていたかの特定に着手しました。同社は世界的に注目を集める企業であったことから、Mt. Gox で起きていたことについて迅速かつ徹底的に調査する必要があったのです。この調査を受け、同社で起きたような不正行為を防止するため、金融庁は 2016 年に仮想通貨／デジタル通貨に対する新たな規制を導入する意向を表明しました。

これらの規制は、米国のニューヨーク州が定めた規制に準ずるものと考えられています。しかし金融庁は概ね、仮想通貨を扱う企業を「資金移動業者」と見なし、日本の関係当局による認可が必要なだけでなく、顧客との取引にあたって基本的な AML とテロ資金調達対策の協定に従うべきものとしています。これには、口座開設時および顧客関係継続期間を通じた顧客リスクの評価に加え、世界的な制裁対象リストと PEPs リストのスクリーニングを行い、ハイリスクマネーが顧客企業を通じて送金されないという条件を確保することが含まれています。

外国 PEPs（重要な公的地位を有する者）

日本の金融システムにおいて、制裁対象となっている犯罪組織のスクリーニングは常に重要視されてきました。世界的に制裁対象とされている個人や反社会的勢力を金融システムから確実に排除することが、規制当局における最優先事項となっていました。この次に重要視されているのが「重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Persons ／ PEPs）」のスクリーニングに対するアプローチです。

日本の金融システムにおいて、PEPs が特別に問題視されることはほとんどありませんでした。日本にも外国人投資家が存在し、国際的なマネーが預金／投資されてはいますが、個人はより「魅力的な」市場（シンガポールや香港など）に資産を預ける傾向がありました。これらの市場は

「タックスヘイブン」のステータスを持ち、「世界の富裕層にとっての金融センター」という認識がより強かったためです。

よって、日本の金融機関は、外国 PEPs に対するスクリーニングをあまり重視してきませんでした。しかし、金融活動作業部会（FATF）が、基本的な AML を超えた多くの理由により PEPs のスクリーニングに関するガイドラインを厳密化するよう各国に強く要請していることを受け、日本の従来の姿勢が変化しつつあります。FATF は贈収賄、貿易金融、仮想通貨（上記に述べたとおり）への対策を新たに重視するようになり、不正なマネーが金融システムに流入する場所を特定するため、PEPs のスクリーニングの積極的な導入、見直し、実践を確保するよう各国に圧力をかけています。

このため金融庁は、PEPs のスクリーニングに関して日本が他国と足並みをそろえられるよう、PEPs に関する厳格なガイドラインの導入を積極的に検討しています。2016 年は、オンボーディングの時点だけでなく、顧客関係のライフサイクル全体を通じた PEPs のスクリーニングをめぐる規制・規則が新たに導入されるようになることでしょう。

企業の実質的支配

世界的に最も議論の対象となっている規制の一つに、FATF の 2012 年勧告で言及された「最終的な受益者」に関するものがあります。これが重要視されているのは、金融犯罪に関与する個人は、これまで不正な活動とマネーの移動の多くを匿名の企業支配構造の裏に隠すことができていたという事実があるためです。これにより、マネーの送り手と受け手の特定が銀行にとって困難になっています。このような事態に対処するため FATF は金融機関に勧告を出し、25% 以上の持ち分保有レベル（現行の 50% レベルから変更）に当たる顧客企業にデューデリジェンスを行い、これらの企業を支配する個人を突き止めるよう要請しました。さらに、企業の「実権を握る」者を個人として特定するよう各国に要求しています。企業の持ち分の 25% を保有していなくとも　当該企業の日常的な意思決定をすべて行っている個人（CEO など）がこれに該当します。

各国の規制当局はこの要請を受け入れ、規制フレームワーク内における正式な導入に着手しました。EU 第 4 次マネー・ローンダリング対策指令、シンガポール通貨監督庁通達第 626 号、米国の金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）ガイダンス、オーストラリアの取引報告分析センター（AUSTRAC）、香港金融管理局などが FATF の要請に基づいた施策を実践しており、日本の金融庁も同様に、2016 年における規制変更の実施を検討しています。これが実現すれば、日本の金融機関における顧客企業との関わり方、デューデリジェンスのあり方に重大な影響が及ぶことになるでしょう。

では、以上のような新たなガイドラインを遵守するために、現時点で日本の金融機関にできることは何でしょうか。

第一に実行すべきことは、金融庁が定めるガイドラインの遵守を可能にするだけでなく、グローバルな規制フレームワークを視野に入れた AML テクノロジー・プロバイダーとの協力体制を確保することです。各国の規制当局は緊密に連携し、アジア諸国における当分野の規制が欧州・米国と同水準になるよう努めています。よって、金融機関が選択するテクノロジーは、このようなグローバルな要請のすべてに対処できるものでなくてはなりません。

また、金融機関は、オンボーディングの際の顧客リスク評価だけでなく、顧客ライフサイクル全体を通じた継続的モニタリングを可能にするテクノロジー・プロバイダーを活用する必要があります。顧客リスクは時の経過とともに変化しますが、これらの変化を常に把握していることが金融機関にとって重要です。

さらに、AML 規制に関する今日の課題に対応するだけでなく、未来にも目を向け、まったく新しい AML スキームをプロセス内に設定できるような取引モニタリング・テクノロジーを導入することも必要です。これにより、現時点で必要なセキュリティを確保できるだけでなく、将来的な課題に対処する柔軟性を獲得することが可能になるのです。

NICE Actimize の AML（マネー・ロンダリング対策）統合ソリューションは、システム、データ、オペレーション、事業部門に対する一貫したモニタリングと監督の機能を提供し、金融機関がリスクの軽減、規制要件の遵守を実現できるようお手伝いします。

NICE Actimize マネー・ロンダリング対策ソリューションについて、詳しくは、
ウェブサイト： jp.niceactimize.com
E メール： info@niceactimize.com
電話：03-6234-8731
日本オフィス：東京都港区赤坂 2-2-17　ニッセイ溜池山王ビル 7 F
現地担当者：神田　紀昭

KYCプログラムの新潮流

トムソン・ロイター・マーケッツ株式会社
GRC 事業部　事業開発部長　**和田 雅憲**

金融機関を取り巻く法規制の多様化・複雑化

昨今、世界中でビッグデータ、仮想通貨（ビットコイン）に代表される FinTech といった新しい技術や、それに関わる新しいビジネスモデルが次々と生み出され、それに伴い新しい法規制が成立する一方、2016 年 10 月の犯収法改正施行のように既存の法規制にも変更が行われている。また、国内市場の成熟化 / 縮小化による海外進出 / 提携 /M&A により、各国の法規制についても対応が求められる状況となっている。トムソン・ロイターでは規制インテリジェンスサービスである「Thomson Reuters Regulatory Intelligence」を利用し、金融業界における規制成立や変更状況を調査。それによると、年間の規制変更の件数は 2008 年には年間で 8,704 件であったのに対し、2015 年には 43,420 件と約 5 倍にまで増加した。この数字は 2015 年だけを見ると 12 分に 1 件のペースで何らかの規制イベントが発生していることを意味している。このように頻発する規制変更に対し、規制上の義務やリスクと、対応するための予算やリソースの間のギャップが年々増加している状況の中で、どのように対応し、どのようにギャップを埋めるかというのが最も法規制が厳しい分野と言われている金融機関に関わる者としての大きな課題になっているようだ。

KYC プログラムにおける課題と新潮流

AML 規制遵守のための KYC プログラムにおいてもコンプライアンスコストは年々増加している。一方で金銭的コストとしての制裁金が規模・件数共に増加しており、最大 95 億ドルが課された例もあった。トムソン・ロイターが毎年実施している「コンプライアンスコスト調査サーベイ」の結果によると、回答企業の 1/3 が「少なくとも週に一日は規制の変更調査・分析に時間を使っている」という調査結果が出ている。次の図表はコンプライアンスコストの多くの比重を占めている KYC プログラムに着目し、KYC プログラムにおける 4 つの課題を挙げている（図表 1）。

このような課題に対し、各金融機関がそれぞれ顧客と直接やりとりを行い、各金融機関個別のフォーマットで

図表 1

判断するのが従来の形式だった。しかし前述のような課題を克服するため、いわゆるKYCマネージドサービス（KYCユーティリティ）によってKYCプログラムの効率化を目指す新しい流れが海外を中心に起こっている。具体的なサービス内容としては、【①データ収集／検証、②データメンテナンス、③リスク識別、④ガバナンス＆保証、⑤データプライバシーと情報セキュリティ】といった最終的な金融機関によるリスク判断を除くKYCプログラムの多くの部分をアウトソース化し、専門機関に依頼することで業務の効率化を図るといったものとなっている。

KYCマネージドサービスを導入することで、①クライアントオンボーディングを顧客・金融機関の両社にとって簡素化／加速化を可能にする、②継続的な最新化と修正の負担を軽減し確実な顧客ビューを可能にする、③金融機関の規制増加の負担を軽減する、④金融機関のビジネスやポートフォリオの拡大を支援する、といったメリットがある。トムソン・ロイターではこのような世界の状況を踏まえ、2014年よりKYCマネージドサービスを提供している。

トムソン・ロイターの提供するソリューション

トムソン・ロイターで提供しているKYCマネージドサービス「Thomson Reuters Org ID」（図表2）では顧客情報の収集、リスク関連情報の集約が可能。更には顧客情報の最新化や、法規制の改正に対しても情報収集、影響の評価を行っている。当該サービスの利用者からは従来のプログラムと比較して「80%ほどクライアントオンボーディングの時間を削減することが出来た」との評価があり、その分本来のビジネスに集中することが可能だ。

本来多くのコストを要するKYCプログラムであるが、トムソン・ロイターでは主に3つの要素により効率化を実現している。①「信頼できる情報」として「World-Check」を用いた情報収集により240以上の国・領土、400件を超えた制裁、規制、法的強制リスト、PEPsをカバーしている。②350名以上の専門の知識と豊富な経験を持つ専門チームによって60以上の言語で調査を行っている。③「Perm ID（※1）」「INTELLIGENT TAGGING（※2）」という新技術を採用している。トムソン・ロイターで は「Thomson Reuters Regulatory Intelligence」、「Thomson Reuters Org ID」、「World-Check」にとどまらず、①AMLコンプライアンス研修：「E-learning」②FATCAレポーティング：「FATCA eFile」、③コンプライアンス業務管理ソフトウェア：「Compliance Manager」など、包括的に金融機関のAML規制対応の支援が可能。これらトムソン・ロイターの提供するソリューションについては同社ホームページ（tr-j.jp/risk）を是非ご覧頂きたい。

※1：Perm ID（Thomson Reuters Permanent Identifier）
あらゆる種類の個々のデータに対し、コンピュータによる管理を可能にする識別子。他の記号システムと異なり、識別子を変更する必要が無く、データ管理やその分析がより低コストにもなる。もともとトムソン・ロイターが自社データベースの為に開発したものだが、現在は利用を公開しており、世界中でユーザーが広まっている。パブリック・ウェブサイトhttps://permid.org/で、APIやウェブ・ユーザー・インターフェースが提供されている。

※2：Intelligent Tagging（Thomson Reuters Intelligent Tagging）
自然言語処理・文章分析・データ解析技術を統合したデータ管理システム。それぞれのデータに速く、簡潔に、最も正確にデータの紐付けし、Perm IDを付加し、自動的にメタデータを組成する。

図表2

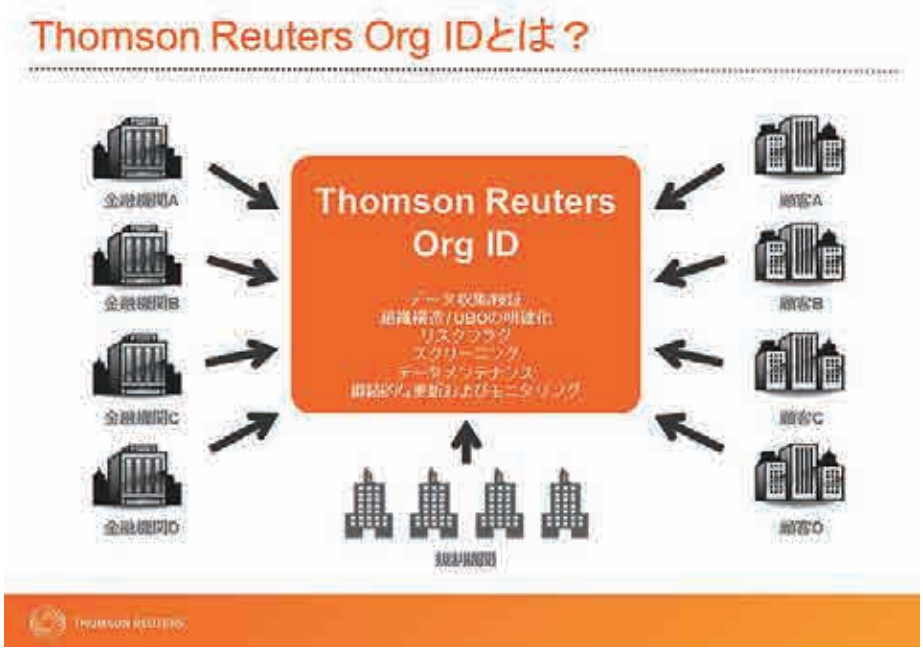

（本記事はトムソン・ロイター・マーケッツ和田氏の講演を元に株式会社グッドウェイが編集）

■お問い合わせ先
トムソン・ロイター・マーケッツ株式会社
〒107-6330 東京都港区赤坂5-3-1
赤坂Bizタワー30階
お問合せフォーム：tr-j.jp/otoiawase
電話：03-6743-6515

トレードファイナンスにおけるマネー・ローンダリングおよび テロリストへの資金供与リスクの増加について

Accuity（アキュイティ）
トレードファイナンス部長 / イノベーション・マネージャー
Heather Lee（ヘザー・リー）

概要

先日開催された FATF（マネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会）では、「マネー・ローンダリングおよびテロリストへの資金供与を導く可能性がある、輸入申告に関する日本の現状」が議論の焦点となりました[※1]。しかし、同部会で議論された輸入申告システムの改善策は、現時点では実現していません。日本では、輸入申告に関わる犯罪は、薬物取引や組織犯罪に比べて、起訴件数も少ないのが現状です。FATF がこの問題に注目している理由の一つとして、輸入貿易が、マネー・ローンダリングの温床になりつつある点が挙げられます。現在、開発途上国から 8,780 億ドル分の資金が送金されていると言われていますが、そのうち 83% の資金の流れが違法行為に当たると考えられています[※2]。さらに開発途上国においては、意図的な貿易取引の送り状操作 (mis-invoicing) により、こうした割合が毎年 6.5% 上昇していることから、今後ますます大きな課題となっていくと見られています[※3]。マネー・ローンダリング犯罪が増加することで、テロリストへの資金供与の可能性も高まります。そうした理由から、この問題への対応策を講じる必要性があるのです。

はじめに

マネー・ローンダリング犯罪への対策は、各国で長年取り組まれています。近年、違法な資金を送金する主要な手段の一つとして、犯罪組織やテロリストグループは、グローバルな貿易システムを利用して、様々な商品を物理的に移動しています。こうしたトレードベース マネー・ローンダリングが、益々増加している傾向が指摘されています。図 1[※4] のグラフは、2004 年から 2013 年に開発途上国で行われた、意図的な貿易取引の送り状操作による、違法な資金の流れの増加を示しています。

日本に対する FATF の評価レポートでは、「違法な海外取引に関わる制裁措置の報告義務を、法人や企業取締役、企業の経営陣にも課す」ことが推奨されました[※5]。報告義務を課すことで、この問題の解決が期待されます。そのため日本の金融機関は、貿易に関わるコンプライアンスプロセスを改善し、罰金や会社への評価の失墜を未然に防ぐ方法を、次第に探し始めています。

トレードベース マネー・ローンダリングは、マネー・ローンダリング犯罪において最も特定が困難な方法の一つと言えます。トレードベース マネー・ローンダリング件数が増加している理由の一つは、この犯罪が、合法な銀行ルートを介して、合法な貿易取引の手順を踏んで行われている点にあります。一方で、事前に行われる商品の説明や価値が、実際の商品とは異なる内容で報告される点が大きな違いとなります。

図 1：開発途上国からの違法な資金の流れ：2004 年～ 2013 年

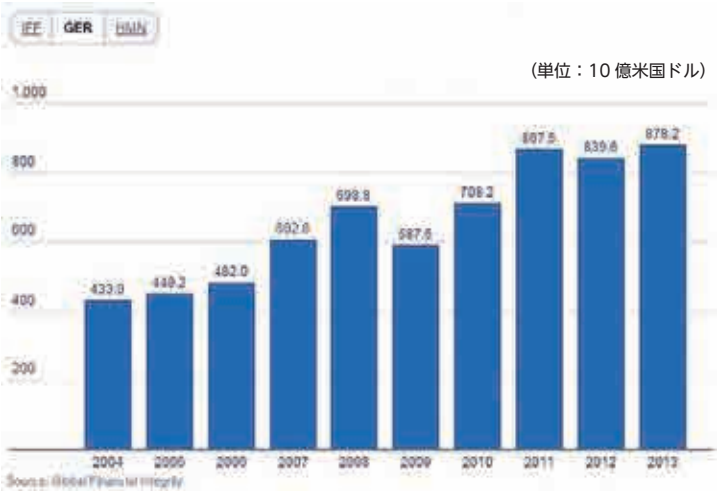

リスクベースアプローチの採用

銀行は、リスクベースアプローチを活用することで、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の潜在リスクを特定し、こうした犯罪を未然に防ぐための対策を講じることができます。このアプローチ方法の内容は、企業により異なります。また各リスク要因に対するデューデリジェンスに費やす時間や労力も、企業

図２：トレードベースマネー・ローンダリングのレッドフラッグ（危険信号）

KYC（顧客確認のプログラム）	管　轄	物　流	商　品	取引構造
御社・御行の顧客と、その顧客の事業内容を十分に理解し、さらに（その顧客の）取引目的が理に適っており、貿易コンプライアンスを順守していることを確認します。ペーパーカンパニーを利用している会社等には、特に大きな注意が必要です。	御社・御行の顧客が犯罪リスクの高い国で事業を行っている場合、その顧客の取引に対するデューデリジェンスの徹底が求められます。	御社・御行の顧客が利用した輸送ルート、港、船舶、海運業者、輸送業者なども、すべて、御社・御行に犯罪リスクを与える要因になりえます。	商品の種類や数、価格等を、その顧客の実際の取引行為と比較して相違点がないかを把握します。さらに、商品が軍民両用、或は軍事目的に使用されるかどうかを特定することで、テロリストへの資金供与を生み出す可能性や経済制裁の違反を未然に防ぐことができます。	信用状または取引に関わる変更が、不必要な程に繰り返し行われている場合は、犯罪リスクが高まっている危険信号もしくはトレードベース詐欺です。取引で使用される（取引先の）銀行を、すべて確認することが推奨されます。

が自分たちの顧客の情報を、どの程度把握しているかによって変わってきます。

トレードベース マネー・ローンダリングを特定するレッドフラッグ（危険信号）は、図２のカテゴリーに分類できます。

リスクベースアプローチを維持する適用上の課題

トレードコンプライアンスに対するリスクベースアプローチを実施する際の課題の一つとして、トレードファイナンスの担当部門の業務効率を下げることなく、犯罪リスクを特定・調査する必要性が挙げられるでしょう。規制当局の要件を満たすために、これまで以上にデューデリジェンスを徹底する場合、コンプライアンス順守を確認するための作業時間の増加だけでなく、監査担当者が実施する各決定事項の詳細を、詳しく説明するためにも多くの時間を要します。

取引に関わるリスクの監視は、数週間から数か月に及ぶ可能性もあります。またグローバル制裁リストの内容も、日々変化しています。その他、開始時にはコンプライアンスを順守していたとしても、取引が進むにつれて犯罪リスクが高まり、その結果、監視業務を一から行わなければならないケースもあるのです。つまり、従来のコンプライアンス確認プログラムが既に多くの作業時間を要するものである場合、それを繰り返し実施することで、より長時間の作業が求められてしまうのです。

Accuity はトレードコンプライアンスにおける、信頼できるパートナーです。

Accuity は、様々な国の大手金融機関に対して、トレードコンプライアンスポリシーの順守プログラムを長年ご提供してまいりました。当社のソリューションの特徴は､｢データ｣｢ソフトウェア｣｢コンサルタント｣という３つに分類できます。これら３つの要素は、トレードコンプライアンスソリューションの導入時に多く見られる課題に対応することを目指して設計されています。

『Compliance Link for Trade Finance』は、エンタープライズ向けの統合ソリューションです。お客様は Accuity のトレードコンプライアンス向けスクリーニングソリューションを活用することで、すべてのコンプライアンスチェックを、たった１つのツールで実施することができます。本ソリューションを活用することで、トレードファイナンスのスクリーニングプロセスの効率を向上させ、さらにトレードベース マネー・ローンダリング犯罪からご自身の会社を守ることができます。本製品が提供する効率性の高いプラットフォームや連結性により、総合的なスクリーニング業務や、インタラクティブな監視作業を実現できます。また『Compliance Link for Trade Finance』は、トレードコンプライアンスデータを適切に活用し、すべてのトレードファイナンススクリーニング作業を一括して行えるワンストップ・ソリューションです。以下が主要な機能となります。

◆軍民両用の商品や船舶などを含む、貿易に関わるすべてのデータセットを含むデータ。本データを活用することで、お客様は、広範囲にわたってコンプライアンス順守のプロセスを実施できます。

◆より優れたマッチングを実現できる、柔軟なワークフローソリューションです。

◆コンプライアンス順守のプロセスを、紙ベースから、透明性の高い一元化された監査証跡を実現する自動システムに移行できます。

トレードファイナンスのコンプライアンスプログラムに対する Accuity のサポート内容を、詳しくお知りになりたいお客様は、当社にお問い合わせください。

■お問い合わせ窓口

Accuity（アキュイティ）
TEL：03-5561-5363
E-mail：otoiawase@accuity.com
URL：www.accuity.co.jp

※１　http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer/MER%20Japan%20full.pdf
※２　http://www.gfintegrity.org/report/illicit-financial-flows-from-developing-countries-2004-2013/
※３　http://www.gfintegrity.org/report/illicit-financial-flows-from-developing-countries-2004-2013/
※４　http://www.gfintegrity.org/report/illicit-financial-flows-from-developing-countries-2004-2013/
※５　http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer/MER%20Japan%20full.pdf

RISK DATABASE

ダウ・ジョーンズPEPsキャンペーン
リスクデータベース無料トライアルのご案内

2015年6月に犯罪収益移転防止法（犯収法）の改正に関わる政省令案が公布され、PEPs審査の義務化が明記されました。

政省令案では、PEPsの職種及び親族の範囲が定義されていますが、その対象者の情報を収集し、継続的にアップデートすることは非常に困難と言われています。

ダウ・ジョーンズでは、15年近くに渡りグローバルでPEPsや親族関係者の情報を収集してきました。また、全世界の制裁リストや反社会的勢力の情報も網羅したアンチ・マネー・ロンダリング(AML)対策用データベースを提供しています。

現在、国内海外問わず数多くの金融機関にてダウ・ジョーンズの提供するリスクデータベースをご利用いただいており、AML審査におけるデファクト・スタンダードとなっています。

下記リンクよりお申込みいただくと、犯収法に規定されるPEPs関連情報を含むダウ・ジョーンズ・リスクデータベースに1週間無料でアクセスいただけます。

是非、この機会にお試しください。

お申込み方法：

http://new.dowjones.com/event-form/riskdata_freetrial/

お申し込み期間：

2015年9月1日 (火)〜2016年6月30日(木)

DOW JONES
RISK AND
COMPLIANCE

©2015 Dow Jones & Company., Inc.
All rights reserved.

RISK DATABASE

ダウ・ジョーンズ・リスクデータベースとは？

取引先や提携先に関するリスク情報を、検索が可能なインターネットサービス
PEPsや親族関係者、制裁対象者、反社会的勢力、企業のネガティブ情報など、幅広いリスク情報をカバー

ダウ・ジョーンズ・リスクデータベースの特徴

- グローバルなデータカバレッジ
- 毎日更新
- 情報源が明らかな疎明性の高い情報
- 豊富な属性情報（別名・生年月日・出生地等）
- 検索結果の記録保持機能
- 日本語ユーザーインターフェース

Know The Name, Know The Connection, Know The Risk

- 暴力団排除対策や信用リスク管理、安全保障貿易管理、海外贈賄規制対策など、さまざまな業務に利用可能
- 人名・企業名による簡単な検索
- リスク情報を一元的に入手可能で、取引先チェックにかける時間を短縮
- 生年月日や日本語の姓名表記等の二次的識別情報によって、同姓同名の確認作業にかける調査時間を短縮

収録データ

- 公的地位を有する人物　PEPs　親族関係者　RCA
  マネーロンダリングに関与する可能性の高い職種を分析し、情報を収録。世界中の金融機関で採用されているPEPs関係者情報。
- 反社会的勢力
  金融犯罪やテロ活動、汚職、日本組織犯罪などの重大犯罪において、告発あるいは有罪判決を受けた者としてメディアで報道された人物および組織データ

  各国政府制裁リストおよび公的リスト
- 財務省資産凍結リスト、OFAC SDNリスト、外国ユーザーリスト、警察庁重要指名手配リスト等、各国政府の制裁リストおよび公的リスト

  企業のネガティブ情報
- 贈賄や金融犯罪、規制違反、特許侵害、リコール問題など企業に纏わるネガティブ情報 をメディア情報より収集

ダウ・ジョーンズとは？

ウォール・ストリート・ジャーナルをはじめ、グローバルニュースやビジネス情報を提供する代表的なメディア企業。取引先のコンプライアンス・チェックに必要な、リスク情報を提供しています。

- 反社会的勢力、各国政府制裁リスト、企業ネガティブ情報など
- 世界250ヵ国以上の情報を網羅70言語以上に対応
- 収録件数は170万件超(2015年8月現在)
  36,000に上る情報源から収集情報源の開示
- 専門チームにより、24時間365日情報を更新

ダウ・ジョーンズ・リスクデータベースは、数多くの企業や組織で採用されています。

- 銀行
- 証券会社
- 生損保会社
- クレジットカード会社
- リース会社
- メーカー
- システム会社
- 不動産
- ベンチャーキャピタル
- 官公庁

Learn More:

ダウ・ジョーンズ・ジャパン株式会社
プロフェッショナル・インフォメーション・ビジネス
Tel 03-6269-2730
Email japan.info@dowjones.com
new.dowjones.com/japanese/risk-compliance/

DOW JONES
RISK AND
COMPLIANCE

©2015 Dow Jones & Company., Inc.
All rights reserved.

PEPs 対応に求められる AML ソリューション

NTT データ ジェトロニクス株式会社
金融第五開発部 プロジェクトリーダー
公認 AML スペシャリスト（CAMS）
西尾 陽子

本年 10 月に、2014 年に改正された犯罪収益移転防止法（以下、改正犯収法※ 1）が施行されます。同法では、FATF 第 3 次審査（※ 2）での指摘事項を踏まえ、特定事業者における顧客管理について大きな制度変更がなされました。本稿では、この制度変更で追加された、“外国における重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Persons 以下、PEPs）”の扱いについて整理し、諸外国の状況を踏まえ、将来的な規制強化の可能性を考察します。また、このような PEPs をめぐる規制動向に的確に対応するための AML ソリューションを検討します。

PEPs をめぐる状況

本邦の状況

改正犯収法において PEPs は、（ア）外国の元首及び外国の政府、中央銀行等で重要な地位を占める者、（イ）前項の家族、（ウ）法人の場合、前項、前々項にあげる者が実質的支配者であるもの、と定められました。また、同法において、PEPs に関連して対応が必要となる主な事項は、表 1 の 3 点と考えられます。

諸外国の状況及び、将来的な規制強化の可能性

本邦では、（ア）～（ウ）が PEPs として定義されていますが、FATF が 2012 年に改訂した勧告（以下、改定勧告）では、外国だけではなく、国内の公的機関及び、国際機関の重要な地位を有する者についても、リスクが高い場合においては、外国 PEPs 同様の措置を取ることが求められています。

この改定勧告に基づいた FATF の第 4 次審査は 2014 年より開始され、既にいくつかの国で審査結果が公表されています。ここでは、PEPs に関する審査結果を抜粋し、将来的な規制強化の可能性について考察します（次ページ表 2）。

審査結果を見ると、外国 PEPs の範囲及び、国内・国際機関 PEPs への対応によって各国の評価が分かれています。以上より、本邦においても、今後予定されている FATF 第 4 次審査に向けて、国内・国際機関 PEPs への対応等の PEPs 定義の見直しが行われる可能性があると言えます。

AML 対策システムに求められる機能

表 1 で掲げた事項に的確に対応する方法の一つとして、マネー・ローンダリング対策システム（以下、AML システム）の導入があげられます。

■フィルタリングシステム

PEPs を含むウォッチリストと顧客情報を照合し、高リスク顧客を抽出する。また、抽出した顧客がウォッチリストと同一人物であったかの判断を記録する（表 1 No.1、No.2）。

表 1　PEPs に関連して対応が必要となる主な事項

No	事項
1	PEPs との特定取引において、厳格な顧客管理として取引時確認を実施すること（新令第 12 条）
2	顧客が PEPs であると確認した場合、その確認記録を残すこと及び、取引担当者に統括管理者の承認を受けさせるように努めること（新規則第 20 条、新規則第 32 条）
3	顧客との取引の継続的監視にあたって、その顧客が PEPs である場合、危険度が高いもの（※ 3）として厳格に扱うこと（新法第 8 条）

表 2　PEPs に関する審査結果

対象国		スペイン	オーストラリア	イタリア	ノルウェイ	ベルギー
評価		◎	○	○	△	△
審査基準	外国 PEPs への対応（Criterion 12.1）	全基準において FATF 勧告に適合	FATF 勧告に適合	FATF 勧告に適合	外国 PEPs の範囲が限定的	外国 PEPs の範囲が限定的
	国内、国際機関 PEPs への対応（Criterion 12.2）		FATF 勧告に適合	FATF 勧告に概ね適合	国内 PEPs は対象外国際機関 PEPs は定義が不十分	国内 PEPs は対象外国際機関 PEPs は対象外
	PEPs の近親者への対応（Criterion 12.3）		近親者の範囲が限定的	FATF 勧告に概ね適合	近親者の定義が明確でない	近親者の範囲が限定的
	生命保険の受益者についての PEPs 確認（Criterion 12.4）		特段の定めなし	特段の定めなし	特段の定めなし	特段の定めなし

◎：履行　○：概ね履行　△：一部履行　×：不履行

＜出典＞

※ 1　犯罪収益移転防止法および、施行令・施行規則
http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm

※ 2　FATF
http://www.fatf-gafi.org/

※ 3　犯罪収益移転危険度調査書
2015 年公表の危険度調査書にて、PEPs との取引は危険度が高いと判断されています。
http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk270918.pdf

■トランザクション・モニタリングシステム

顧客との取引の継続的監視を行い、疑わしい取引を抽出する。PEPs を含む高リスク顧客は特に厳格にモニタリングを行う（表 1 No.3）。

PEPs 対応では特に以下 3 点が重要なポイントとなります。

①日本語、英語に対応した精度が高いあいまい照合機能

諸外国の PEPs を照合するには、外国人名の表記ゆれを考慮したあいまい照合機能が必須となります。また、今後の規制強化により国内 PEPs が追加される可能性を踏まえ、日本語での照合機能があることが望ましいと言えます。

②高速なフィルタリング性能

PEPs の商業用データベースを購入した場合、その件数は数十万件以上になる可能性があります。
このような大量データとの照合を現実的な運用時間内に収めるためには、非常に高速なフィルタリング性能が求められます。

③高リスク顧客の自動連携機能

フィルタリングシステムで抽出した高リスク顧客を手動でモニタリングシステムに登録する場合、作業漏れやタイムリーな反映がされない恐れがあります。このため、フィルタリングシステムで抽出した高リスク顧客は自動的にモニタリングシステムに反映されることが望ましいと言えます。

当社が提供する AML ソリューション

当社の Oculus シリーズ（右図）は、PEPs 対応に求められる上記①～③の機能を実現した「国内製パッケージ」であり、都市銀行、地方銀行をはじめ多数のお客さまにご利用頂いています。

■ Oculus-filter（フィルタリングシステム）

世界的に実績のある FircoSoft 社の照合エンジンを採用し、①日本語、英語のあいまい照合、②高速フィルタリング性能を実現。

■ Oculus-monitor（トランザクション・モニタリングシステム）

疑わしい取引の届出業務を包括的に支援する機能を持ち、Oculus-filter との③高リスク顧客の自動連携機能により、リスクベース・アプローチでのモニタリングを実現。

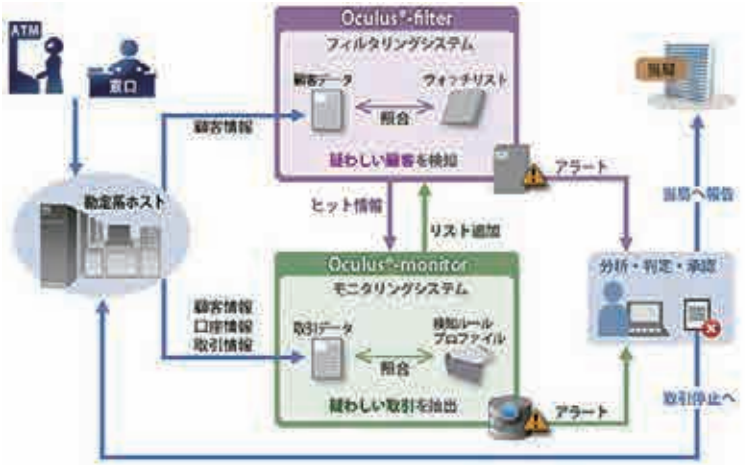

■お問い合わせ先

NTT データ ジェトロニクス株式会社

〒 100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-7 NBF 日比谷ビル 7 階

金融事業本部 第五金融事業部 AML 担当
TEL：03-5157-7813　AML.jp@nttdata-getronics.co.jp

AMLシステムにおける取引モニタリングの有効性検証と最適化のアプローチ

SAS Institute Japan 株式会社
ソリューションコンサルティング本部
Fraud & Security Intelligence グループ
博士（工学）/ 公認 AML スペシャリスト
忍田 伸彦

今年 40 周年を迎える SAS Institute の日本法人 SAS Institute Japan は、日本独自で Security Intelligence の専門部隊を設置し、日本における金融犯罪対策への貢献をミッションとしている。AML/CDD の分野では規制対応のみならず、その規制が期待する本質に踏み込んだ観点でソリューションを提供し、これまでに 39 ヶ国 150 以上のサイトで導入され、アナリストの評価も高い。

AML システムの利用と課題

昨今、システム化が当たり前となっている AML の分野では、顧客管理／検知／調査・検証／報告といった一連のプロセスが有効に機能しているか、その中身が問われる時代を迎えている。そのような中、統計的な視点に基づく分析とデータマネジメントの重要性は一層高まっている。また、AML 業務をめぐっては、コストの上昇、グローバル展開、取引モニタリングの負荷、規制対応の変化、人員の増加といった課題が顕在化しており、分析に基づく有効性の高い AML 業務の遂行、柔軟性の高い AML システムの開発、AML 業務／ IT ／分析をカバーする人材の配置といった点に改善が求められている。本稿では特にこれらの取り組みが進んでいる米国の事例を紹介する。

図表 1　求められるソリューション

1	分析	**分析に基づく有効性の高いAML業務の遂行** 1.精度検証による誤アラートの低減 2.リスクベースド・アプローチの実現 3.新たな手口に対する検知手法の開発
2	システム	**柔軟性の高いAMLシステムの開発** 1.有効な検知ロジックに必要なデータの整備 2.各国の規制対応/新たな手口に対する機動的な対応 3.検知ロジック変更時の運用コストの削減
3	人材	**AML業務/IT/分析をカバーする人材の配置** 1.属人的なAML業務ノウハウを形式知化するスキル 2.システム要件定義や分析ツール操作に必要なITスキル 3.数字を基に有効性を検証できるデータ分析スキル

有効性検証のフレームワーク

有効性検証のフレームワークとしては、2011 年に示された米国通貨監督庁（OCC：Office of the Comptroller of the Currency）と連邦準備制度理事会が共同で発表した銀行業務におけるモデルのリスク管理指針「OCC 2011-12」がスタンダードになりつつある。本指針では、モデルの開発／実装／利用の構築プロセス、有効性の検証プロセス、運用ポリシーや内部統制などガバナンスに関する内容までが一通り定められている。更に OCC では AML を含むコンプライアンス業務の担当に統計分析者が配置されるなど本分野の有効性検証に力が入れられている。

フレームワークは、モデルの前提条件やデータの入力部分、数式や変換ロジックによる処理部分、表やグラフによる業務情報の報告部分の 3 段階で定義されている。データ分析工程やシステム実装方法の誤り、入力データの品質の悪さや新商品の追加・顧客層など前提条件の変化などを「モデルのリスク」と捉え、モデルの設計やテストなど一連の開発プロセスの品質評価や、継続的なモニタリング、精度検証などにより「モデルの評価」が行われる。

また、有効性検証の対象となり得る AML システムの主な機能としては、取引モニタリング、リストマッチング、顧客リスト格付が挙げられる。取引モニタリングでは、AML システムへの

顧客・口座・取引情報のデータ入力部分、検知シナリオとプロファイリング計算の処理部分、シナリオ別アラート数推移レポートやピアグループプロファイル統計量レポートなどの報告部分について検証する。リストマッチングでは、顧客・送金に関する内部管理リストと外部リスト情報のデータ入力部分、氏名／住所等のあいまい一致やアラート抑制処理の部分、マッチング時のアラート情報やアラート数推移レポートなどの報告部分について検証する。顧客リスク格付では、AML システムへの顧客・口座・取引情報のデータ入力部分、顧客リスクの評価の配点ルールや格付けを分類する閾値設定の処理部分、リスク評価項目別・リスク格付別の顧客分布レポートや合計リスクスコア集計状況のレポートなどの報告部分について検証する。これらの検証を行うためには、システム構築時に詳細なドキュメンテーションを行うことや、運用時のシステムモニタリング、シナリオのパラメータチューニングや入れ替えなどの見直しを定期的に実施する必要がある。

図表２　有効性の検証（取引モニタリングの例）

初期時	• 取引モニタリングのシナリオ、パラメータ作成方法の定義 • シナリオ分析に使用したデータに関する説明、閾値の有効性評価とシミュレーション結果をまとめたレポートの作成 • シナリオの見直し等の運用ポリシーを含めたドキュメンテーション
運用時	• 各シナリオからのアラート数、届出数をまとめたモニタリングレポートの作成 • アラート発生状況や届出精度が初期時と乖離がないか、シナリオが陳腐化していないかを確認 • 新たなマネロンリスクについての考察
変更時	• 半年から1年程度でモデル全体の見直しを実施 • シナリオのパラメータチューニングによる精度の改善、新たな手口の分析に基づくシナリオの入れ替え • 検証結果のドキュメンテーション

最適化のアプローチ

最適化のアプローチには、有効性の検証を行うための分析環境の構築、リスク・ベースド・アプローチ（RBA）に基づく分析・ロジックの作成、適切かつ継続的に PDCA サイクルを回すための人員・体制の整備が必要となる。分析環境では、AML システム内の顧客・口座・取引・アラート・届出の各情報など、監査やセキュリティの観点から自由に触れないケースが多いデータベースを分析システムにコピーし、極力見誤りを減らすため、サンプルデータではなく全データをメモリ上に展開した大規模な統計分析データ処理によるシミュレーションとレポーティングが行われている。リスク･ベースド･アプローチの実現方法としては、当局の調査書やこれまでの知見をベースとしたデータ分析を通じて各金融機関で管理すべき顧客属性／取引種別におけるマネロンリスクを特定し、リスク度合いに応じた取引モニタリングの検出シナリオを定義し、リスクの高い顧客から多く届出レポートが作成されているかなど、アラートやリスク分類精度の効果検証が行われている。

図表３　PDCA サイクル

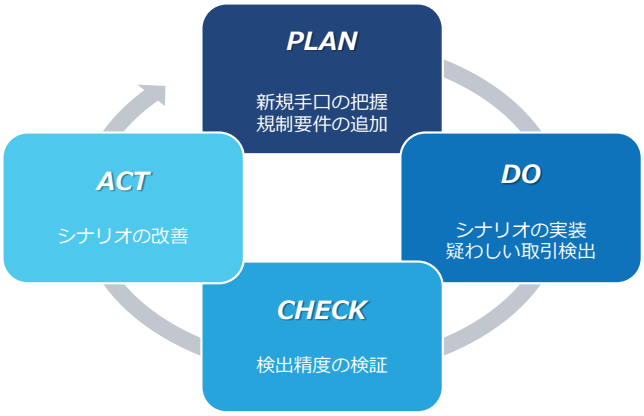

このように､PLAN（新規手口の把握／規制要件の追加）、DO（シナリオの実装／疑わしい取引検出）、CHECK（検出精度の検証）、ACT（シナリオの改善）の PDCA サイクルを継続的にまわしていくことにより、AML システムにおける取引モニタリングの有効性検証と最適化の実現が図られている。

SAS Institute Japan では、金融犯罪対策、不正検知、アラート管理、ケース・マネジメント、ワークフローやコンテンツ管理、高度な分析といった全社レベルで不正取引の検知・防止・管理を強化する金融犯罪対策ソリューションを提供している。詳細はホームページをご覧頂きたい。

URL：sas.com/jp/go/si

● SAS Anti-Money Laundering

リスク・ベースド・アプローチによる疑わしい取引の検知・調査・報告

● SAS Fraud Management

インターネットバンキング、クレジット・デビット・ATM カードによる不正取引をリアルタイムに検知

● SAS Social Network Analysis

顧客間の隠れた関係をネットワーク図に可視化し、疑わしい顧客間ネットワークを検知

■お問い合わせ先
SAS Institute Japan 株式会社
〒 106-6111　東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー 11 階
マーケティング本部
電話：03-6434-3700　Email: JPNSASInfo@sas.com

AML/KYCコンプライアンス・チェック・ソリューション

ビューロー・ヴァン・ダイク・エレクトロニック・パブリッシング株式会社
ビジネスインテリジェンス事業部　**小畠 典子**

世界最大の企業データベース orbis

弊社は、世界 224 か国、約 2 億社の上場・非上場企業情報データベース orbis を提供しています。orbis は世界最大の企業データベースで、世界中の 140 超の信用調査会社・登記当局等から、情報提供を受けて構築しています。取引先の与信管理、調達先の発掘・調査、競合分析、M&A 調査、取引先のコンプライアンス調査、AML 調査など、多様な用途でご利用いただけます。お客様には、グローバル企業、金融機関などが多く、また、日本を含む世界 50 か国の税務当局も含まれます。税務当局では、移転価格調査における利益率ベンチマーク分析ツールとしてご利用頂いております。

orbis が優れているのは、収録企業数の面だけではありません。orbis に収録されている情報は、様々な情報源から入手した後、本社の専門チームによって分析され、出資関係等に基づく構造化がなされています。オーナーシップ（出資関係）情報は、子会社、孫会社、ひ孫会社と、情報を詳細に掲載しているため、AML・KYC コンプライアンス調査に活用することが可能です。このようなサービスを提供しているのは、世界中に数ある企業データベースの中でも弊社の orbis のみです。このサービスを目的に、欧米のグローバル金融機関や大手企業、弁護士事務所をはじめ、日本の大手金融機関様にもご導入頂いております。

では、弊社独自の 2 つのサービス、AML 及び KYC コンプライアンス調査の詳細を図で示しながら説明したいと思います。

出資関係を迅速に表示。利便性の高いサービス

図 1 の OFAC 制裁対象「ROSNEFT」社の 50％超出資企業 640 社の一括抽出リストは、OFAC の 50％出資ルールに該当する ROSNEFT 社の出資先一覧の提供です。ここではロシアの制裁対象企業である同社の出資先 600 社を例示しています。リストには､50％超出資先の子会社、孫会社、ひ孫会社、さらにその先の会社と、可能な限り表示しています。50％出資ルールに限定せず、様々な比率を設定して表示することも可能です。

サービスの利便性は、ワンクリック検索で出資先一覧を把握できる点にあります。一覧になった企業のうち、世界中の PEPs・制裁対象リストに該当する企業や役員には、オレンジ色の旗マークが付与され、旗をクリックすると制裁に関する詳細データの画面に移ります。

図 2 は実質的所有者（ベネフィシャルオーナー）までのツリー図です。この例では、ノルウェーのバルブ製造会社とその実質的所有者までの経路を示します。この会社は制裁対象ではありませんが、ロシアの PEPs 対象者に実質的に所有されていることが分かります。

現行の国内法では、口座開設時に入手する顧客提出書類で KYC コンプライアンスチェックを行うことになっています。当局提出書類等を含む顧客提出書類があれば、その企業の存在を公的に証明し、記載内容は信用に足ると見なしているからです。しかし、顧客の提出書類だけで KYC 調査を完結するのは､極めてリスクが高くなります。もし、

不正を意図した顧客が虚偽の書類を提出してきた場合には、それを見破るのは非常に困難です。顧客提出書類だけでは十分なリスク回避ができないため、第三者の提供するサービスの購入を検討せざるを得ないのが実情です。

さらに、出資関係や取締役といった、常時変動する可能性のある情報の把握は、顧客提出書類からはできません。企業側でも、オーナーシップ（出資）関係を正確に認識していることは稀といってもよいと思われます。直接の株主を把握しているとしても、その上の株主についての情報は極めて把握が難しいでしょう。さらにその上の株主や実質的所有者となると、検索できる手段もありません。そもそも、企業が自身でこのような情報を集約したり、継続して管理したりできるはずもありません。仮にできたとしても、例えば３階層以上離れて位置する株主が所有比率を変更したことを、どうやって企業は把握できるでしょうか。弊社の orbis によると、この２か月間に 550 万社の出資関係、比率が変更されております。企業活動がグローバルに変動し続ける現状では、株式所有比率も常に変動すると認識すべきでしょう。

(図1) OFAC 制裁対象「ROSNEFT」社の50%超出資先企業640社の一括抽出リストの提供

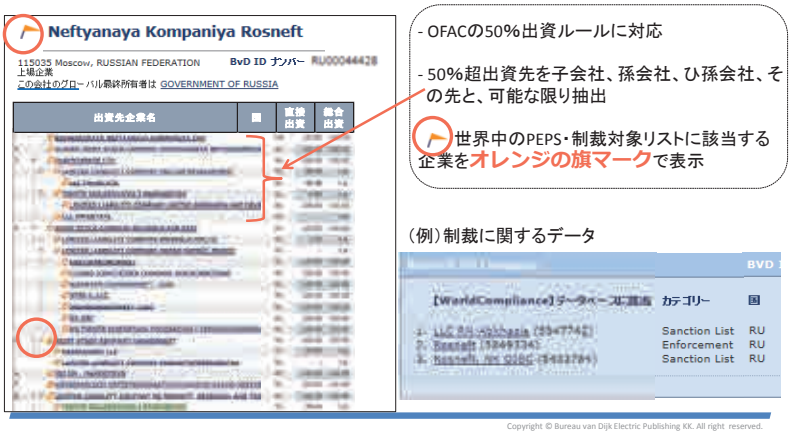

Copyright © Bureau van Dijk Electric Publishing KK. All right reserved.

(図2) 実質的所有者（ベネフィッシャルオーナー）までのツリー図 （例）ノルウェイのバルブ製造会社

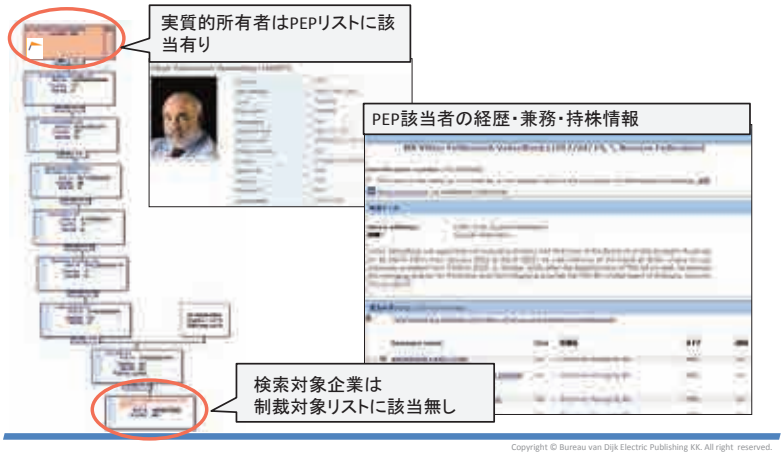

Copyright © Bureau van Dijk Electric Publishing KK. All right reserved.

このように、企業、金融機関の活動のグローバル化に伴い、金融機関の AML、KYC コンプライアンスのチェックはますます困難になっています。当事者である企業も認識していないところで、オーナーシップ（出資関係）が変更されていることがあるからです。それらのチェックを迅速に、簡潔に行うことができるツールが、弊社の o rbis なのです。

ここに掲載した２つの図だけではイメージが湧きにくいかもしれません。弊社では、無料トライアルも実施しており、一定期間無料でサービスを利用して頂くこともできます。日常業務で orbis をどのように活用できるか、まずはトライアルから検討してみることも有効と思われます。また、サービスを導入される際には、お客様が十分に機能を活用できるよう、トレーニング（研修）のサービスも提供しております。まずは、お気軽にお問い合わせください。

会社概要

■社　　名　ビューロー・ヴァン・ダイク・エレクトロニック・パブリッシング株式会社（略称：BvD）
■住　　所　東京都港区北青山１丁目２番７号　コウヅキキャピタルイースト３階
■設　　立　1991 年 10 月　日本支社設立，2010 年４月　株式会社化
■従業員数　グループ：約 700 名　日本法人：20 名
■事業内容　全世界の上場・非上場企業・金融機関の情報を収録したデータベースの開発・販売。インターネット・電子媒体にて金融機関・グローバルメーカー・商社・官公庁・会計事務所・コンサルティング会社などへご提供しております。
■代表取締役　若月　上
　本社 CEO　ドミニク・カーノイ
■拠　　点　世界 31 拠点：ロンドン・マンチェスター・パリ・フランクフルト・ウィーン・アムステルダム・ジュネーブ・チューリヒ・ブリュッセル・ミラノ・ローマ・マドリッド・リスボン・モスクワ・コペンハーゲン・ストックホルム・東京・ソウル・シンガポール・北京・上海・シドニー・ニューヨーク・サンフランシスコ・シカゴ・メキシコシティー・ブラティスラバ・ドバイ・ワシントン DC・ブエノスアイレス・ヨハネスブルグ

金融機関 .YOM　第 23 号　もくじ

● AML（アンチ・マネー・ローンダリング）コンファレンス 2016　講演より …… 2
金融機関におけるマネー・ローンダリング対策の現状と課題
金融庁 検査局総務課
主任統括検査官兼法令遵守等モニタリング長
石川 宗吉 氏

●改正犯罪収益移転防止法および同政省令のポイントとは？…… 6
鈴木総合法律事務所　弁護士　鈴木 仁史

●実践段階に入ったガバナンス改革～すばやく対応した企業が生き残る～ …… 8
日本金融監査協会　リスクガバナンス研究会　碓井 茂樹

●インタビュー …… 14
地域経済を活性化！「創エネ・蓄エネ・省エネ」
株式会社ウエストエネルギーソリューション
代表取締役社長　恩田 英久 氏

●【特集】
アンチ・マネー・ローンダリング・コンファレンス 2016 …… 20
・国境なき人名照合 …… 22
米国テロ対策の人名照合技術をマネー・ローンダリング対策に
ベイシス・テクノロジー株式会社　業務統括ディレクター　竹崎 紀子
・日本の金融市場におけるマネー・ローンダリング対策関連法の影響 …… 24
NICE Actimize　Director – Global AML Product Marketing
Micah Willbrand
・KYC プログラムの新潮流 …… 26
トムソン・ロイター・マーケッツ株式会社
GRC 事業部　事業開発部長　和田 雅憲
・トレードファイナンスにおけるマネー・ローンダリング
および テロリストへの資金供与リスクの増加について …… 28
Accuity トレードファイナンス部長 / イノベーション・マネージャー
Heather Lee
・PEPs 対応に求められる AML ソリューション …… 32
NTT データ ジェトロニクス株式会社
金融第五開発部 プロジェクトリーダー　西尾 陽子
・AML システムにおける
取引モニタリングの有効性検証と最適化のアプローチ …… 34
SAS Institute Japan 株式会社
ソリューションコンサルティング本部
Fraud & Security Intelligence グループ　忍田 伸彦
・AML/KYC コンプライアンス・チェック・ソリューション …… 36
ビューロー・ヴァン・ダイク・エレクトロニック・パブリッシング株式会社
ビジネスインテリジェンス事業部　小畠 典子

地方からの贈り物

全国の有力地方銀行が、新鮮な海産物から伝統の郷土料理まで、地元ならではのおいしいものを厳選してお届けする通販カタログ！

地方からの贈り物　検索

ホームページからもご注文いただけます。
http://chihou-gift.com/

【お問い合せ】リッキービジネスソリューション株式会社
「通販カタログギフトチーム」　担当：高野
東京都千代田区丸の内 2-2-1　岸本ビル 10 階
TEL:03-3282-7711　FAX:03-3282-7714

編集後記

今号では、2 月 5 日に東京日本橋にて開催された「AML コンファレンス 2016」を特集しました。冒頭での金融庁の石川様の講演録や鈴木弁護士の記事を始め、本分野のエキスパートによる改正犯収法実施に向けた実務対応など、アンチ・マネー・ローンダリングの最新情報が満載です。

また、ウエストエネルギーソリューションの恩田社長へのインタビューでは、太陽光発電や自然エネルギーの現状と今後の動きを伺いました。資源小国日本にとって永遠の課題であるエネルギー問題。国や企業、自治体の取組みなど、今後も注目していきたいと思います。

次号も引き続きご愛読のほどよろしくお願いいたします。（U）

金融機関 .YOM(ドットヨム)：第 23 号

◆発行日：平成 28 年 3 月 31 日
◆発行人：澁谷 耕一
◆編集長：梅田 知里
◆デザイン・印刷・製本：株式会社情報工場
◆発行所：リッキービジネスソリューション株式会社
〒 100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビル 10 階
TEL　03-3282-7711
ウェブページ：　http://www.rickie-bs.com/
《金融機関 .YOM の WEB サイト版 》
銀行員のための総合サイト「銀行員 .com」：http://www.ginkouin.com/

講演・セミナーのご案内

講演会・セミナー実績：一般企業・金融機関および官公庁

コンサルティング営業の進め方 ～法人担当者をコンサルタントにする方法～

金融機関に求められるコンサルティング機能の強化、企業経営者が銀行員に求める課題発見・解決能力ＵＰの方法についての具体的なスキルを提供。

コミュニケーション講習

企業経営者に必要とされる『相談相手』になるために必要なコミュニケーション能力アップに役立つ実践的な講座。

弊社の出版物

Amazon にて好評発売中！

安倍総理が推薦する感動の一冊

逆境は飛躍のチャンス

～リッキーと共に～

リッキービジネスソリューション株式会社
澁谷　耕一著

著者：澁谷耕一

元祖「イクメン、イクボス」ストーリー！

最愛の妻「リッキー」を亡くし、大手銀行を退職して起業。
幼い三人の子育てと仕事に奮闘しながら、逆境を乗り越えた澁谷社長。
あらためて家族の大切さ、仕事の喜びとは何かを考えさせられる一冊です。

Amazon にて絶賛発売中！

第１章　リッキーとの出会い
第２章　妻の死
第３章　独立起業
第４章　人とのつながり
第５章　未来に向かって

発刊に寄せて――
アフラック創業者・最高顧問　大竹美喜

お問合せ･ご相談は

RBS Rickie Business Solution

企業と金融機関をつなぐベスト・ソリューション・パートナー
リッキービジネスソリューション株式会社
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビル10階

http://www.rickie-bs.com
TEL：03-3282-7711
FAX：03-3282-7714　E-mail：mail@rickie-bs.com

リッキービジネスソリューションの地方創生支援事業

①地方銀行主催の食品商談会や、②ビジネスマッチングの企画・運営、③Webサイト・カタログによる食品販売支援

弊社の強み

①地方銀行の取引先である食品メーカー1,200社に対する販促支援
②全国有数の食品バイヤー10,000人とのネットワーク

地方自治体との連携

都道府県や市町村と連携し、県内企業の育成を目的とした「研修」「審査会」「首都圏視察会」や、生産者とバイヤーの関係構築やメーカーへ食品づくりのヒントを得ることを目的とした「商談会」等を実施しています。

◎長崎県ふるさと企業包括支援事業

研修

視察会

◎かながわ畜産・絆づくり笑談会

試食会

商談会

官庁との連携

官庁と連携し、地域食材のPRと販路開拓を目的とした「産地視察」「展示商談会」や、販路開拓と商品改良を目的とした「商品品評会」・「展示商談会」等を実施しています。

◎ぶちうま山口食材提案フェア

産地視察

展示商談会

◎ふるさと名物応援市場

地方銀行連携「地方からの贈り物」プロジェクト

通販カタログ「地方からの贈り物」では、地方の厳選した食品を「地方銀行」を通じて募集し、伝統料理や地域色豊かな食品を普及させ、「地方創生」を推進することを目指します。

展示商談会

地方銀行フードセレクションの他にも「地方創生『食の魅力』発見商談会」をはじめとした地元金融機関と共に地場産業を元気にするプロジェクトを実施しています。

【地方銀行フードセレクション】

【個別商談会の様子】

RBS Rickie Business Solution

リッキービジネスソリューション株式会社
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビル10F
TEL.03-3282-7711　FAX.03-3282-7714

金融機関.YOM（ドットヨム）：第23号
◆発行日：平成28年3月31日◆発行人：澁谷　耕一　◆編集長：梅田　知里
◆発　行：リッキービジネスソリューション株式会社　◆デザイン・印刷・製本：株式会社情報工場